平成31年度 事 業 計 画 書



ひらりちゃん

目 次

基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)
■社会福祉事業区分
◆地域福祉活動推進事業拠点区分
・法人運営事業サービス区分・・・・・・・・・・・・・・・・
・地域福祉事業サービス区分・・・・・・・・・・・・・・
・ボランティア活動推進事業サービス区分・・・・・・・・・・・1(
・在宅福祉事業サービス区分・・・・・・・・・・・・・・14
・福祉サービス総合支援事業サービス区分・・・・・・・・・・・・・16
・移動支援事業サービス区分・・・・・・・・・・・・・ 1 9
・助成事業サービス区分・・・・・・・・・・・・・・・2(
・生活福祉資金貸付事業サービス区分・・・・・・・・・・・2 1
・受験生チャレンジ支援貸付事業サービス区分・・・・・・・・・22
・ひとり親貸付事業サービス区分・・・・・・・・・・・・・・23
・特定相談支援事業サービス区分・・・・・・・・・・・・・24
・区受託事業(本部受託地域福祉関係事業)サービス区分・・・・・・25
・ファミリー・サポート・センター事業サービス区分・・・・・・・2 6
◆厚生援護資金貸付事業区分・・・・・・・・・・・・・・・27
◆歳末たすけあい運動事業区分・・・・・・・・・・・・・2 8
◆各指定管理施設運営事業区分(※合算 公益事業のアクロス含む) ・・・・・・2 9
・荒川老人福祉センター事業サービス区分・・・・・・・・・3 (
・荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター事業サービス区分・・・・37
・西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター事業サービス区分・・・・4 1
・尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場事業サービス区分・・45
・荒川生活実習所及び荒川福祉作業所事業サービス区分・・・・・・5 (
■公益事業区分
・障害者福祉会館(アクロスあらかわ)事業サービス区分・・・・・・5 8
・おもちゃ図書館事業サービス区分・・・・・・・・・・・・6 3
■資料(組織図)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65

荒川区社会福祉協議会の基本理念

誰もが安心して暮らし続けられる街

― 互いに支え助け合う「地域力」のあるまち ―

荒川区社会福祉協議会は、以下の7つを柱とする「あらかわ粋・活計画」 (荒川区地域福祉活動計画)に基づき、区民・団体・行政と連携・協働して、 「誰もが安心して暮らし続けられる街」の実現に向けて、地域福祉の推進に 取り組んでいます。

I ご近所で

ご近所で助け合えるまちづくり

- 1. 町会・自治会の活動をより多くの住民に伝え、広げる
- 2. 「ふれあい粋・活サロン」をより身近な居場所に
- 3. SOSを発信し助けられる力とSOSに気づき助ける力を育てる

■ 一人ひとりを大切にし合うまちづくり

~一人ひとりの違いを認め合い誰もが必要とされるまちづくり~

- 1. 心のバリアフリー体験学習の推進
- 2. テーマ型「ふれあい粋・活サロン」の推進
- 3.誰もが活動・活躍できる場づくり
- 4. 一人ひとりが自分らしく生きることを支える

若い世代が地域で活躍できるまちづくり

- 1. 学校等でのボランティア体験学習
- 2. 子育て世代が参加できるボランティアプログラムづくり
- 3. 若者が参加したくなるボランティア・地域活動の創設

IV

協働できるまちづくり

- 1. 多様な団体・企業・専門機関による情報交換会やワークショップの実施
- 2. 多様な立場のコーディネーターによるコーディネーション
- 3. ボランティア団体・地域団体等の活動紹介



地域力を活かす情報の発信

1. 区民が求める情報提供の在り方と必要な情報を必要な人に届けるしくみづくり



災害時に助け合えるまちづくり

- 1. 災害ボランティアセンター強化に向けた取り組み
- 2. 災害時要配慮者支援の取り組み



地域福祉活動を推進するための 社会福祉協議会の役割と体制づくり

平成31年度 造 荒川区社会福祉協議会 事業計画

社会福祉事業区分

地域福祉活動推進事業拠点区分

1. 法人運営事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
理事会、評議員会		理事会、評議員会、監査会、評議員選任・解任委員会を
等の開催		開催し、当会の運営・事業推進を図る。
普及事業	社協会員拡充	地域の方々に当会の活動趣旨に理解賛同を得、社協会員
		の増加、自主財源の安定収入を図るとともに、住民の地域
		福祉活動への参画を推進する。平成26年度より「社協会
		員」と「にこにこサポート(住民参加型有償家事援助サー
		ビス)利用会員」を連動。平成31年度は、当会と関わり
		ある個人(おもちゃ図書館、ふれあい粋・活サロン、在宅
		福祉サービス利用者等)・団体(法人会等)へ協力を呼び
		かける。
	社会貢献型自動販	自主財源の安定収入を目的に、他社協で取り組んでいる
	売機の設置検討	「社会貢献型自動販売機」の設置に向けて検討を進める。
	社協リーフレット	当会の事業紹介のパンフレット (詳細版・簡易版の2種)
	の作成	を作成し、社協会員へ配布及び、広く区民に配布し、当会
		への理解促進を図る。
	感謝状の贈呈	当会の活動へ多大な協力をした団体・個人に対して感謝
		状を贈呈する。また、被災地への支援や、地域福祉の発展
		のために尽力し、特にその活動が顕著である団体・個人、
		「ふれあい粋・活サロン事業」の協力者等で、活動実績が
		認められる者に対しても感謝状を贈呈する。
広報活動	あらかわ社協だよ	広く区民に当会の事業や地域福祉の情報・ボランティア
	りの発行	情報等を PR し、地域福祉活動への参加を促進することを
		目的に社協だよりを発行する。平成31年度は、各地区(南
		千住、荒川、町屋、尾久、日暮里)の町会活動等に焦点を
		あてた記事を掲載し発信する。(年5回発行)。
	あらかわライフサ	広く区民に様々な情報を発信し、区内への関心を促進す
	ポートニュースの	るために、荒川区関係5団体の協働で広報紙を発行する。
	発行	(年1回発行)
	Web による情報提	ホームページや Facebook を活用することにより、区民
	供	が24時間いつでも情報を得ることができるようにする。
		また、最新情報をリアルタイムに提供することにより、
		幅広く地域福祉への参加を促す機会とする。

大項目	小項目	事業の概要
	イメージキャラク	当会の事業を広報するために、親しみやすいイメージキ
	ターの活用による	ャラクター・ひらりちゃんの着ぐるみや各種グッズを活用
	広報	する。
		また、より広く当会の事業を知ってもらうきっかけとし
		て、2019年ゆるきゃらグランプリにエントリーする。
たんぽぽ募金箱と		区内協力店や商店街等に依頼し、たんぽぽ募金箱を置い
情報ラックの設置		ていただき、地域の方々に身近な場所での地域福祉活動推
		進のための募金活動への協力を促す。あわせて情報ラック
		を設置し、福祉情報を広く区民に提供する。
第三期あらかわ	地域福祉活動計画	第三期あらかわ粋・活計画の実施状況を評価し、計画の
粋・活計画	推進委員会の開催	推進を図ることを目的に推進委員会を開催する。
	あらかわ粋・活計	町会活動の見える化、若い世代の地域活動への推進、活
	画の推進	動団体の協働等についての促進を図る。
調査研究企画		当会の各種事業を通して、新たな地域課題等について把
		握し、解決に向けての方向性を構築する。
実習生受け入れ事		社会福祉を学ぶ学生や社会人等を対象に長期・短期実習
業		の受け入れをし、当会の事業や福祉についての経験学習を
		する場を提供することで、福祉に携わる後進の育成及び地
		域福祉事業の推進を図る。
連絡調整		民生委員・児童委員協議会、町会・自治会、高年者クラ
		ブ連合会、心身障害児者福祉連合会、母子寡婦福祉協議会、
		福祉施設、ボランティアグループ、当事者団体、NPO法人
		等の連絡調整を図り、多様化する社会福祉ニーズの調整活
		動を行うとともに、民間助成団体をはじめ、様々な情報の
11		提供を行う。また、寄付物品の配布調整等も実施する。
社会福祉協議会の		自主財源の増収を図るため、区民との協働によって策定
カ実・強化		した社協財政強化計画を進めていく。そのために、社協会
		員制度周知のための宣伝活動、寄付金や歳末たすけあい募
		金等のキャンペーン活動、キャラクター関連グッズの製作
		や配布、社協だよりへの一般広告有料掲載等の展開、国
		債・地方債を活用した資産の運用、物品の一括購入や省工
		ネ等による経費の削減等を検討する。 また、事業の増加とともに職員数も増えているため、 多
		また、事業の増加とともに職員数も増えているため、多 様な立場の職員に対する教育、職員の規程・規則を拡充さ
		様な立場の職員に対する教育、職員の規程・規則を拡充さ せるために社会保険事務所との連携を強化する。
		せるために社会保険事務所との連携を強化する。 加えて、事業・予算規模も大きくなっており、社会福祉
		加えて、事業・デ算
		伝の以近により対域状状の囲かも義務的りられたことが ら、会計事務所との連携を強化し、経理や各種事務管理面
		う、云前事務所との建筑を強化し、程建、存権事務官理画 での充実も図って行く。
 災害時活動準備金		災害時に、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上
入口的石划十闸业		げ、支援活動に取り組むために必要な機材の調達を始め、
		支援物資の確保、避難場所の設営等、様々な対応を行うた
		めの準備金を設置する。
		グン十二世上の区では、この

2. 地域福祉事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
ふれあい粋・活サ	地域コーディネー	各地域のサロン活動等により構築される地縁団体や関係
ロン事業	ターの配置	機関等とのネットワーク及び、住民ボランティア、ふれあい
		協力店等の地域資源を結びつけ、地域住民による見守りや支
		えあい、居場所づくりや介護予防等への意識や地域力を高め
		ていくとともに、地域ニーズの発掘や課題解決のためのコー
		ディネートを行うことを目的として、地域コーディネーター
		を配置する。
	ふれあい粋・活	地域の中で孤立しがちなひとり暮らしの高齢者、障がいの
	(いきいき)サロン	ある方々、子育て中の方々等を対象に、町会・自治会、民生
	ネットワーク事業	委員・児童委員、商店街、首都大学東京、NPO、ボランティ
		ア、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション等
		の協力を得て、茶話会等の交流を図り、孤独感の解消と見守
		り強化等を目的として「ふれあい粋・活(いきいき)サロン」
		を実施する。また、そこで構築された支え合いのネットワー
		クを強化し、地域力を高める。
		【30 年度末】★南千住地区 8 か所 ★荒川地区 11 か所 ★町
		屋地区6か所 ★東尾久地区4か所 ★西尾久地区7か所 ★
		東日暮里地区6か所 ★西日暮里地区9か所 ★子育て3か所
		★テーマ別 21 か所 ★介護予防型 10 か所 計 85 か所
	多機能型サロン	誰もが住みやすい地域づくりに向け、ふれあい粋・活サロ
	モデル事業	ンの可能性を広げることで、孤立防止の居場所機能だけでな
		く、多世代の交流や助け合い等、そこに集まる方たちのニー
		ズや課題をネットワークを活かし、解決していく機能や調整
		力を有する多機能型サロンを町屋地区にモデル設置し、新たりのでは、
	>r=r+>+ /2+. +	なプラットフォームづくりを目指す。
	ご近所おたがいさ	新たな地域福祉課題を解決するために、地域のたすけあい
	ま講座 地域ネットパート	をテーマにボランティア講座を実施する。 テーマ型で活動しているボランティアが、各々の活動を通
	地域ネットハート ナー事業	プーマ空で活動しているホノンティテが、各々の活動を通 して「困った を発信しにくい方々を見逃さずに、支援に結
)一 丁未 	しく「困った」を光信しにくい方々を見起さりに、文後に指 び付けていくために、毎月1回連絡会を開き、ボランティア
		ひいり くいく ために、毎月1回 産婦会を囲き、ホノンティテー センターから最新情報の提供や情報交換等を行う。
	 地域懇談会	ふれあい粋・活サロンの世話人や関係機関等が、毎年1回
	地域态数五	集い、地域の見守り・支え合い活動の推進や、住民間の関係
		強化に向けて情報交換や交流できる場を設け、新たな地域課
		題や解決策、最新情報の提供等を行う。
	 相談事業	区民にとってどこに相談に行ったらよいのかわからない
	いかずべ ふれあい相談	問題、暮らしの中で困っていること等、なんでも気軽に相談
	THE PARTY OF THE P	にのり、課題解決のために様々な機関や社会資源と連携をし
		て支援する。
		- · · · · ·

大項目	小項目	事業の概要
7 7 7 7 7	出前ふれあい相談	ふれあい粋・活サロンでの民生委員・児童委員や関係機関
		と協力のもと、住民自身が意識していないことも含め、暮ら しの中で困っていること、どこに相談をしたらよいのかわか
		らないこと等を、呼び水となる適切な情報提供によって気軽
		に打ち明けられる場をつくる。
		また、そうした活動によって掘り起こされる様々な困りごとの解決に向け、行政、町会・自治会、地域団体、NPO・ボ
		ランティア等との連携を図り、取り組む。
おもちゃ図書館子	荒川おもちゃ図書 館子育て交流サロ	乳幼児の親子を対象に、親子で楽しく遊び交流する場を提供するとともに、情報の提供、相談、講習会などを開催し、
育て交流サロン 	貼丁月(文派り口	タ世代のボランティアの参加を得て地域ぐるみで子育て支
		援を行うことを目的に実施する。また、授乳、おむつ交換等
		ができるベビーステーションも設け、親子での外出中の立ち 寄り場とし、外出の支援を行う。その他にも、週1回乳幼児
		の一時預かりを実施する。
		<出張ひろば> 日時:毎週水曜日 午前 10 時~午後 3 時
		(※祝祭日年末年始を除く)
	14.7.4 1.4.4 1.177	会場:特別養護老人ホームおたけの郷1階地域交流スペース
	汐入おもちゃ図書 館子育て交流サロ	べるぽうと汐入商店街のテナントを利用して、汐入地区の 子育て世帯を対象に、乳幼児の親子がおもちゃを通して、楽
	ン · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	しく遊び交流する場を提供する。また、地域の子育てに関す
		る情報の提供や相談、子育て支援に関する講習会を実施す る。そのほかにも、授乳、おむつ交換等ができるベビーステ
		る。そのはかにも、授礼、わびう交換等ができるペピース/ ーションを設け、週1回乳幼児の一時預かりを実施する。
		<出張ひろば> 日時:毎週月曜日 午前 10 時~午後 3 時
		(※祝祭日年末年始を除く)
	<i>トゥ</i> ギノギャナナ	会場:シャレー・スイスミニ (西日暮里 3-3-12)
	おぐぎんざおもち ・図書館子育て交	おぐぎんざ商店街の空き店舗を活用し、乳幼児の親子を対象に、親子で楽しく遊び交流する場を提供するとともに、情
	流サロン	報の提供、相談、講習会などを開催し、地域ぐるみで子育て
		支援を行うことを目的に実施する。また、授乳、おむつ交換 等ができるベビーステーションも設け、親子での外出中の立
		ち寄り場とし外出の支援を行う。その他にも、週1回乳幼児
		の一時預かりを実施する。
		<出張ひろば>
		日時:毎週火曜日午前10時30分~午後3時30分
		(※祝祭日年末年始を除く) 会場:ふらっとりサロン(西尾久 4-28-8)
	子育てサポーター	地域ぐるみの子育て支援のためのボランティア養成を目
	養成講座	的に講座の実施をする。

大項目	小項目	事業の概要
	おもちゃ図書館ボ ランティアの受入	地域の小・中・高校生や大学生、一般、高齢者、障がいの ある方等、様々な方をボランティアとして受け入れ、乳幼児 や障がいのある子ども達との交流を図り、心のバリアフリー が育つ場づくりをする。
	おもちゃ図書館ボ ランティア交流会 の実施	楽しくボランティア活動が続けられるよう、交流を図ると ともに、活動の質を高めるために研修会への参加支援をす る。
	キッズとベビーの わくわくフェスタ の開催	あらかわ福祉まつり開催時に、3館のおもちゃ図書館子育て交流サロンが合同で、ボランティアや子育て支援団体の協力を得て、子育て中の親子が楽しめるイベントを開催する。 日程:11月9日(土) 会場:ムーブ町屋と周辺
	子育てサロン	商店街、民生委員・児童委員、主任児童委員、教育機関、ボランティアなどと協働でおもちゃ図書館を開館し、子育て支援をすることで、次世代を担う子ども達の健やかな成長を図る。
	子育て交流館夢民	毎月第2木曜日 午前10時~午前11時30分
	汐たま	毎月火曜日第1・第2 金曜日第2・第3 午後2時~午後4時に各曜日1回、毎月合計2回実施
	サニーサイドベビ	毎月第1・第3月曜日
ひとり親家庭交流 事業	ーサロン ひとり親家庭親子 ふれあいレクリエー ション	午前10時30分~午後1時30分 生活や仕事に追われ、レクリエーションの機会が不足しが ちなひとり親家庭の親子を対象に、夏休みに親子で楽しめる 会食交流会等のレクリエーションを開催する。荒川区内の子 どもの居場所や子ども食堂、シングルマザーサロンなどの活 動を紹介、参加のきっかけづくりをし、地域から孤立しない ように支援をする。 日程:8月25日(日)
長寿慶祝の会	長寿慶祝の会	長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝と長寿のお祝いの気持ちを表すことを目的に、75歳以上の高齢者を招待して長寿慶祝の会を開催する。 日程:9月16日(月)
ひとり暮らし高齢 者支援事業		ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解消、安否の確認をする とともに、地域の高齢者や障がいのある方が抱えているニー ズを把握することを目的に実施する。
	ふれあい電話事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、電話相談員が週1~2回電話をし、孤独感の解消、安否の確認をする。また、毎月1回ふれあい電話担当者連絡会を開催し、対象者の状況について情報交換とケース検討を行う。
	ふれあい電話事業 ~対象者交流会~	日頃、電話で会話している相談員と顔を合わせる機会を提供するとともに、地域のボランティアや対象者相互の交流を 目的に実施する。

大項目	小項目	事業の概要
	傾聴ボランティア	ひとり暮らし高齢者等を訪問し、安否確認や孤独感の解消
	活動推進事業	を行っている傾聴ボランティアのコーディネートをすると
		ともに、ボランティアグループダンボの会の活動を支援す
		る。
世代間交流事業		75 歳以上の高齢者みまもりネットワーク事業登録者に、
		区内の子ども達が年賀状を作成して送る活動で、心の交流を
n+ / A. 1= +/ .		図ることを目的に行う(12月)。
重度障がい児者レ		社会参加と交流を目的に、身障手帳 1~2 級、愛の手帳 1
クリエーション事		~3 度、精神保健福祉手帳 1~2 級の障がいのある方を対象
業		にレクリエーションの機会を提供する。
地域福祉啓発事業	地域福祉啓発事業 広報事業	第三期あらかわ粋・活計画に基づき、各種事業を推進する。
	ユニバーサルウォ	小地域(対象となる小学校の通学路の範囲程度)において、
	一ク事業(峡田ふ	子育て中の共働き世代(親)や小学生を対象に実施すること で、当該親子の地域住民とのつながりづくりや、子世代にと
	れあい街歩き)	C、ヨ該税子の地域住民とのうながりうくりや、子匠代にと って特に重要となる地域の防犯・防災資源等の学習の機会を
		創出する。また、地域で暮らす障がいのある方や日本語が通
		じにくい外国人への理解の促進、そして町会・自治会等の住
		民ボランティアとの顔のつながる関係づくりにつなげ、事業
		を通じて「支え合いの街づくり」の啓発を図る。
		街歩き : 5月25日(土)
	[AASHZZI	対象地域:峡田小学校〜峡田ふれあい館(荒川三丁目周辺)
	「心のバリアフリー学習(福祉教	ボランティア活動への取り組み・心のバリアフリー学習を
	一 子 音 (福 祉 教 育)」の推進	行う学校・各団体、社会人、企業等を対象に相談、情報の提 供、学習会・授業への講師派遣・プログラム提供を行うなど、
	月月の推進	アクロスあらかわや福祉施設・当事者団体等と連携して実施
		する。より良い講座になるよう当事者団体等からの講師派遣
		やプログラムの検討を協働で進める。また、講師としてご協
		力いただく当事者団体を対象に福祉教育への理解を深める
		勉強会を開催する。
地域住民協働・支	ふれあい協力店事	商店街、飲食店、理容美容店などに、地域福祉活動の担い
え合い事業	業	手として協力いただけるお店を「ふれあい協力店」として登
		録し、社協職員が定期的に関係形成を行うことを通して、福
		祉情報の提供、見守り活動、相談の窓口、たんぽぽ募金箱設
		置等の活動を進め、福祉のまちづくりにおける情報拠点とし
		てのネットワークや連携の強化を図る。
	地域行事支援事業	地域の方々が協力し実施する行事等に参画し、当会の活動
		やボランティア活動を紹介するとともに、地域福祉活動への
		参加を促し福祉の街づくりを行う。
あらかわ福祉まつ		多くの方々に地域福祉活動への関心をもっていただき、参
り事業		加のきっかけづくりの場とする。
		また、様々な福祉団体等の交流の場としても開催する。
		日程:11月9日(土)
15 11 0 1 ° 1 7		会場:ムーブ町屋と周辺
福祉のしごと面		荒川区、東京都福祉人材センター、ハローワーク等と連携
接・相談会事業		を図り、福祉に関わる求人を行う区内事業所と福祉のしごと
		に興味がある方の橋渡しの機会を設け、就労及び人材確保の
		支援を行う。

大項目	小項目	事業の概要
その他の地域福祉	ハンディキャブ・	障がいのある方の社会参加を促進することを目的に、福祉
事業	あやとり号運行事	車両の貸出しをする。
	業	
	ハート号事業(車	民間福祉作業所、NPO法人等の日常活動の充実や事業推進
	両の貸出事業)	のために、車両(ひらりちゃん号等)の貸出しをする。
	当事者団体・民間	課題をもつ当事者、あるいは団体、民間施設に対し、活動
	施設等への支援事	の推進ができるように支援をする。
	業 リサイクル事業	□ 区より再生可能な放置自転車を無償で譲りうけ、民間の障 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	ソリイソル サ末 	
		より、「点検」「整備」して販売する。
		生活に役立つ介護用品や自助具などのバリアフリー用具
	の共催	の展示、情報提供をすることで、高齢者、障がい者福祉の推
	**************************************	進を図ることを目的に、荒川区介護サービス事業者連絡協議
		会と共催する。※10月アクロスあらかわで実施
	フードバンク DAY	フードバンクと協働し、生活困窮者に食糧の提供ならびに
	の実施	相談支援を行う。また、フードバンク DAY を実施し、広く区
		民に家庭で眠っている食材等の提供を呼びかけ、地域ぐるみ
		で支援を行う。
区内避難者孤立化		東日本大震災により荒川区内に避難している被災者の孤
防止事業		立化を防ぎ、早期の相談に応じられるようにつながりづくり
		を行い、安心して避難生活ができるように支援活動を行う。
		①避難者交流会の開催~ミニサロンの実施 ②コーディネ
		ーター・相談員による戸別訪問の実施 ③各種情報の提供~
		地方紙の回覧・絆の発行・各種情報の提供 ④各種相談会の 開催 ⑤ボランティア等の派遣 ⑥広域避難者ミーティン
 被災地支援事業		自然災害等の被災地に対し、状況に応じての職員の派遣を
从火心入汲于木		台が、区民や地域団体、ボランティア団体・企業等と協働し、
		様々な支援活動を行う。
		①義援金募集事業 ②支援物資の提供 ③職員派遣 ④
		区民等の支援活動への支援 ⑤活動報告 ⑥その他必要と
		される活動
法外援護事業		災害・病気・その他の不測な事態に遭遇した要保護世帯等
		に、一時的に金銭等の緊急援護を実施する。
		(※区との連携事業)

3. ボランティア活動推進事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
大項目 ボランティア センター事業	小項目	第二回 本語 では、
	紹介コーディネート ボランティア募集 のコーディネート 収集ボランティア 活動支援	ィア活動の紹介、相談並びにボランティア保険の加入手続を 行う。 ボランティアをしたいと希望する方、必要とする方、施設 等のコーディネート実施。 身近なボランティア活動として、以下の収集ボランティア 活動を支援する。 ①使用済切手 ②書き損じはがき ③ペットボトルキャッ プ④入れ歯(金属使用)⑤本・CD など
ボランティア活動 サロンの運営事業		ボランティア活動についての情報提供と、機器貸し出し、活動室など貸し出しによる活動の促進、ボランティア同士の交流を目的に実施。 ★機器の貸出内容:活動室・ロッカー・パソコン・印刷機(2色機)・フルカラーの印刷機・紙折り機・拡大機・プロジェクター・スクリーン・ラミネーター・福祉教育用器材等
ボランティア保険加入事業		ボランティア活動の環境整備をするために、ボランティア 保険の加入手続きを行う。 また、連絡先等の情報を登録されたボランティア、ボラン ティアグループには、ボランティア保険の掛金の助成をす る。
ボランティア パートナー事業		ボランティアという立場で、ボランティア活動への相談、 情報の収集伝達、福祉講座・スクール、事業の企画等を担い、 ボランティア活動の推進を図る。
地域活動サロン「ふらっと. フラット」(ボランティアセンター分室)運営事業	表法共享义表 學	団塊世代の方々の力を地域で活かし、地域デビューができるように多様な地域活動のコーディネート、区民と一緒に新たな地域活動プログラムを創設する。 生涯学習などに取り組んでいる方々に地域活動への参加を呼びかけ、ボランティア人口を増やすとともに、社会福祉という分野だけではなく、環境、国際、文化、スポーツなど、より幅の広い豊かな地域活動プログラムを推進する。
	交流サロン事業	ふらっと立ち寄り情報を得る場やグループミーティングの場として利用できる場を提供する。

大項目	小項目	事業の概要
	ふらっとパートナ	地域の住民サポーターの手で様々な企画・サロン活動・講
	一事業	座などが自主的に開催されている。これらの活動をさらに発
		展させるためにその企画の補助を行い、多くの方々の参加を
		促進する。
	地域活動入門講座	団塊世代、社会人でこれから地域活動、市民活動、ボラン
		ティア活動を始める方を対象に、具体的な活動につながるよ
		うに活動プログラムの情報提供と活動へのサポートをする
		講座を実施する。
	ユニーク・アイ	地域に暮らすユニークな生き方をしている方々をゲスト
		に迎え、その「生き方」「活き方」を聴くことで、多様な価
		値観があることを知る機会とする。平成 31 年度も多世代の
		ゲストをお招きする。
	回想法活動支援	高齢者の介護予防に資する"回想法(思い出語り)"を区
		内で広めるため、首都大学東京健康福祉学部と連携し、アー
		カイブボランティア「思い出あらかわ」等の活動支援を行う。
	ワークショップ	様々な体験を通して、多様な地域活動の可能性を考える機
10 14 4		会とする。
ボランティア情報		ボランティア活動への関心を高め、地域福祉活動への参加
の提供		を呼びかけるために、情報誌、社協だより、情報ラック、ウ
		ェブサイト等を通して様々なボランティア・福祉情報を提供
	「あらんてあ」の	する。
	「めらんしめ」の 発行	元川区内外のホノンティテ活動に関する情報を掲載し、ホ ランティアの協力を得て、広く区民に情報提供し、ボランテ
	九1]	イア活動の推進を図る(毎月1回発行、区補助事業)。
	「こどもあらんて	小学生の子ども達を対象に、ボランティア活動に関する情
	あ」の発行	報や、ボランティア体験の機会を提供する(季刊4回発行)。
	メール・FAX による	連絡先を提供いただいたボランティアに対し、適宜FAX、
	ボランティア募集	メール等でボランティア募集情報を個人に届く形で送り、活
	情報の提供	動へのモチベーションを持続させ、活動参加の促進を促す。
ネットワークづく		地域で様々なボランティア活動をしている方、グループ、
IJ		NPO 法人、ボランティアを受け入れている高齢者施設・障が
		い者施設・障がい者団体等の当事者団体が出会い、交流を促
		進する。
	ボランティア受入	ボランティアの受け入れをしている福祉施設・団体・NPO・
	施設・団体連絡会	行政各部署などに対し、ボランティア受け入れについての情
	&施設職員等のた	報交換とネットワーク構築をし、ボランティアセンターとし
	めのボランティア	て、ボランティアの受け入れ状況や情報の入手などを図るこ
	受け入れ講座	とを目的として実施する。
	子育て支援ネット	区内で子どもに関わる活動をする福祉団体・ボランティア
	ワーク事業	団体・NPO法人・当事者団体・生涯学習団体・区の関係機関
		などとの情報交換、交流イベントを実施し、ネットワークを 構築し、地域ぐるみで子育て支援を取り組む。
	あらかわ子ども応	「子どもの居場所」「子ども食堂」「シングルマザーサポート
	めらかわ す こも心 援ネットワークの	「丁こもの店場別」「丁こも良星」「シンクルマリーリホート ネットワーク 「不登校支援ネットワーク」など、孤立した
	支援	子どもや親達を支援するボランティア団体と支援団体大学、
	~1%	一行政、社協と協働で取り組むネットワークを支援し、子ども
		たちの未来に希望がもてる地域社会をつくる。

大項目	小項目	事業の概要
	NPO や社会貢献活	区内の NPO 法人および社会貢献を行う事業所などの実態
	動を実施する事業	調査を行い、ネットワーク化を検討する。
	所などの連絡会設	・NPO連絡会など
	置	・社会貢献事業所研修・連絡会など
ボランティア・フ		区内で活動するボランティア・NPO、地域活動の担い手が
ェスト 2019		一堂に集まり地域の新たな課題解決のための情報交換と交
		流を図るとともに、広くボランティア・NPO の活動を周知し、
		より多くの方々に活動への参加を呼びかける。
ボランティア活動		地域のニーズやボランティア団体、NPO などの登録団体や
推進事業		個人登録者などの声を反映し、タイムリーに様々な事業の実
-11		施や備品などを整備する。
ボランティア講座	入門講座&出前講	ボランティア活動を初めて行う方を対象に、ボランティア
	座	活動の心得、情報を提供し、活動への参加を促進する入門講
		座を行う。
		また、学校、町会・自治会、ひろば館など集団での受講希
		望者を対象に、個々の団体のニーズに応じた内容で、職員が
	人 坐 社人圣卦士極	出向いて講座を実施する。 企業からのニーズに合わせ、区内の施設・団体の協力のも
	企業社会貢献支援	企業からのニースに合わせ、区内の施設・団体の協力のもと、ボランティア・地域活動の体験プログラムの創設と参加
		こ、かノンノイノ・地域活動の体験ノログノムの創設と参加 を促進する。
	<u></u> 熟年ボランティア	せに進りる。 豊かなこころの通いあう、ふれあいの街づくりをめざし、
	热サホフンティア スクール「傾聴ボ	シニア同士がお互いに支え合える関係を築いていくことを
	ランティアスクー	目的として実施する。地域にニーズがある「傾聴ボランティ
	ル」	アスクール」を実施する。
	,,,,	日程:6月27日(木)
		7月7日(日)・11日(木)・18日(木)・25日(木)
		会場:南千住区民事務所西部ひろば館
サマーボランティ		青少年を中心に社会人にも広げ、ボランティア活動を体験
アスクール		する機会を設け、活動を通して様々な方との出会いやふれあ
		いの中から、地域社会への関心を高め、社会福祉への理解を
		求めることを目的に実施する。
テーマ別ボランテ		ボランティア・地域活動のテーマは多岐にわたり、地域課
ィア講座		題やそのニーズにより時代とともに変化をする。それらの地
		域ニーズに合わせたテーマをもとにボランティア講座を実
		施する。
福祉教材の充実と		福祉教育で活用するため体験機器・資材などを学校、団体
貸出		等に貸し出しをする。
災害ボランティア	災害ボランティア	区との協定書に基づき、災害時に『災害ボランティアセン
センター事業	センター	ター』を区と連携・協力して運営を担う。
		また、城北ブロック間の協力協定を活かし、ボランティア
	1.5.11.8	団体、NPO、地域住民との研修などを行う。
	城北ブロック協働	荒川区・台東区・文京区・北区の城北ブロックのボランテ
	事業	ィアセンター協働事業で、災害時協力協定の推進のための事
		業を実施する。

大項目	小項目	事業の概要
ボランティアセン		中間支援センターであるボランティアセンターの機能を
ター在り方検討委		充実させるとともに、センター運営面の自立性、民間性を確
員会		保する。そのために、多様な区民・ボランティア・団体・NPO・
		行政の参画による在り方検討委員会を設置し、事業内容や意
		思決定や運営面の評価について、地域に開かれた柔軟な事業
		展開を行える体制を築いていく。
		また、多様なボランティア・地域活動に関する相談に対応
		できる体制(内部スタッフ・外部スタッフ)の構築とネット
		ワーキング力を醸成する。

4. 在宅福祉事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
在宅福祉サービス		住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、援
事業		助が必要な方(利用会員)と協力できる方(協力会員)をつ
≪にこにこサポー		なぎ、ささえあい活動を実現するための、住民参加型の会員
ト事業≫		組織として運営し、有償家事援助サービスを提供する。介護
		保険制度を補完するだけでなく、介護保険で対応できない隙
		間のニーズに対するサポートを幅広く提供する。
		(※利用会員は社協会員の特別会員以上と連動)
		【利用会員】
		①概ね 65 歳以上の高齢者
		②心身に何らかの障がいを有する方
		③難病患者や病弱な方
		④ひとり親家庭の子(義務教育終了まで)
		⑤病気や怪我などで緊急一時的に援助が必要な方
		⑥産前産後の体調不良から援助が必要な妊産婦の方
		⑦その他荒川区社会福祉協議会が認めた方
		【協力会員】
		概ね 18 歳以上の健康な方で社会福祉に理解と熱意のある方
	生活サポート	掃除、洗濯、買物、食事の支度・後片付け、代読、代筆、
		整理整頓、薬取りの代行、ペットの困り事等を実施する。
	介護見守りサポー	通院の介助、車椅子での外出介助、食事の介助、入浴の介
	 	助、高齢者等の見守り、話し相手等を実施する。
	健康文化サポート	囲碁・将棋のお相手、お化粧の補助、美術館・映画館の外
		出付き添い、外食の付き添い等を実施する。
	留守宅サポート	入退院時の衣類の整理、洗濯、部屋の掃除、必要な物のお
		届け、配食のお弁当の受け取り補助等を実施する。
	宅配夕食サービス	栄養バランスの摂れた温かい食事を、利用会員のご自宅ま
		で当会が委託した業者が調理・配達するとともに安否の見守
		り活動をする。
	ちょこっとサポー	電球の交換等継続的でなく、1回30分程度で終わる簡易
	b	的サポートを実施する。(区民対象)
	・ 機関紙の発行	会員への情報提供とあわせて広く区民に啓発をし、事業の
	(年4回)	推進を図ることを目的に発行する。
	(発行部数:1回 2,000部
研修及び人材育成		有償の会員制の在宅福祉サービスにおける人材確保及び
事業		レベルアップとサービスの質の向上、さらに地域における介
7.		護力の向上を目的として、各種研修や人材育成事業を行う。
	会員講習会	在宅福祉サービスの提供に必要な基本的な知識・技術を修
	(年3回実施)	得するための研修を随時実施する。
	会員交流会	日頃の活動の一助とするため、利用会員と協力会員を対象
	五只人则五	口頃の活動の一切とするため、利用云貝と協力云貝を対象したした交流会を実施する。
	 スキルアップ研修	協力会員のレベルアップを図り、サービスの質の向上を図
	スイルアック研修 会(年1回実施)	あり云真のレベルケックを図り、リーころの真の向上を図 ることを目的に、活動に役立つ研修会を実施する。
	協力会員継続 5 年	協力会員表彰式を実施することにより協力会員の日頃の 協力会員表彰式を実施することにより協力会員の日頃の
	表彰	活動に感謝を表し、士気を高めることを目的に実施する。

大項目	小項目	事業の概要
普及啓発事業		在宅福祉サービス事業に対して、広範な区民の理解と協力
		を得るための事業を行う。
	にこにこ事業の区	「にこにこサポート」事業に関心を持ってもらい、理解・
	民への PR 及び啓発	協力を得るために、社協だよりやウェブサイト、荒川区報、
		区営掲示板等に情報を提供し、広く区民に対し「にこにこサ
		ポート」の事業内容を PR する。また、区内社会福祉施設へ
		も、機関紙「にこにこ」等を配布する。
	団体等への事業紹	地域連携推進会議、ケアマネージャー連絡会、介護サービ
	介(随時)	ス事業者連絡会、民生委員・児童委員協議会各種部会等へ参
		加する。
	事業案内の配布	行政、町会・自治会、区内社会福祉施設、地域包括支援セ
	(随時)	ンター、介護サービス事業者等へパンフレット及び会員情報
		誌「にこにこ」を配布する。
	イベントへの参加	あらかわ福祉まつり、介護フェア、福祉のしごと相談・面
	(随時)	接会等へ参加する。
相談及び情報提供		福祉・保健サービス等の情報を提供し、区民の在宅福祉に
事業		関わる多様なニーズを適切なサービスに結びつけるための
		相談活動を行う。
	相談窓口の設置常	相談窓口(常設)を設置し、専門職員(コーディネーター)
	設施物場	が対応する。
	情報提供コーナー	受付カウンターやパンフレットスタンドに福祉情報に関
	の設置(常設)	する資料を配置する。
	他の機関誌等への	社協だよりやボランティアセンター発行の「あらんてあ」
	情報提供(随時)	や荒川区関係団体ニュースライフサポートニュース等に掲
 調査研究事業		載し、区民に PR する。 会員や区民のニーズを的確に把握した新たなサポートメ
	利用会員向アンケ	ニューを調査研究し、事業の充実を図る。 心身の状態や生活状況、今後の在宅福祉サービスの利用意
	利用芸具向アング 一ト(年1回)	心身の仏態や生活状況、気後の任宅倫配り一て人の利用息し向などを調査する。
	協力会員向アンケ	用なこを調査する。 希望する活動や時間帯、提供している在宅福祉サービスへ
	励力云貝円	布室 が る
	一 1* (牛 1 凹/	少忌元寺で胴旦りる。

5. 福祉サービス総合支援事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
成年後見活用あん		区民への成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制
しん生活創造事業		度推進機関として、成年後見制度の周知・利用促進、成年後
		見制度に関する相談援助を行う。
	成年後見制度に関	【成年後見制度説明会】
	する講座・説明会	区民に対し成年後見制度の積極的な活用を図るため、司法
		書士、社会福祉士により、成年後見制度等の説明を行う。
		【成年後見制度啓発講座】
		区民に対し成年後見制度の周知、理解を促進するために、
		障がい者または、高齢者を対象とした啓発講座を実施する。
		講座の際にアンケートを実施し、周知度及び理解度を諮
		る。
		【老い支度講座】
		成年後見制度の周知を促進するため、関連領域の内容も含
		め、以下の講座を開催し区民の理解を深める。
		①老い支度講座(相続編・遺言編・葬儀編)
		②エンディングノート作成講座(4回連続受講の1講座)
		講座の際にアンケートを実施し、周知度及び理解度を諮
		る。 「UNE ## #* 】
		【出張講座】
		成年後見制度の周知を促進するため、機関・グループ単位
		の要請に応え、成年後見制度についての説明を出張して行
		う。 成年後見制度の周知・利用促進のために、区民に対し、事
		一
	尹禾	
		「大阪一夜光間及中立又後事来」 申立が困難な場合には、申立書類作成等の相談、後見人候
		補等の紹介をし、申立の支援を行う。
		【成年後見制度相談会】
		区民に対し申立の際の相談・助言を司法書士が行う。
	弁護士による苦	福祉サービス利用に際しての苦情や権利擁護、成年後見制
	情・権利擁護相談	度について相談に応じる。
	後見人サポート	成年後見制度の利用の促進に必要な、後見人等の支援を行
	事業	うため以下の事業を行う。
		①親族後見人のための、後見業務に関する司法書士による説
		明会 ②親族後見人からの要望があった際に、親族後見人間
		の交流会を実施する。
	地域ネットワーク	成年後見制度の利用の促進に必要な、地域の関係機関への
	事業	支援・情報交換を行う。
		①地域包括支援センター ②特定相談支援事業所 ③行政
		の各窓口 ④金融機関 ⑤医師会 ⑥弁護士・司法書士・社
	* - - - - - - - - - -	会福祉士等専門職団体
	成年後見運営委員	第三者の立場から推進機関の運営方針について指導・助言
	会	を行うための運営委員会を設置・運営をする。
		(年2回程度実施)

大項目	小項目	事業の概要
	社会貢献型後見人	社会貢献型後見人の養成については、区からの養成があっ
	養成	た際に対応できる準備を進める。
	法人後見事業	運営委員会に置かれた小委員会で承認を受け、当会自らが
		後見人となり、区民の福祉サービス契約、施設入所などの身
		上監護やそれに付随する日常的な金銭管理等の後見業務を
		行う。
緊急事務管理事業		区から依頼のあったケースについて、通帳等を預かり、必
		要に応じ入院費等の支払いを行う(区受託事業)。
福祉サービス利用		区民に対して、福祉サービス利用援助・福祉サービスの利
に対する総合相談		用に際しての苦情対応・判断能力の不十分な方々の権利擁
		護・その他福祉サービス利用に関する専門的な相談を実施す
		る。区民の福祉ニーズの把握の機会にするために、区民のニー
	事体フ伐山東衆	ーズの高い車椅子貸し出しを行う。
	車椅子貸出事業 	歩行することが困難な方に、車椅子を貸し出して、社会参加を促す。誰もが利用しやすいよう、荒川社協本部のほか、
		社協指定管理施設等、区内の各拠点においても貸し出しをす
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		る。 貸し出し拠点を拡大するとともに、車椅子の修理等、荒川
		区自転車商小売組合連合会、都立荒川工業高校定時制に協力
		を依頼し、必要とする方々に安全な車椅子の貸し出しを行
		j.
	小地域車椅子貸出	粋・活サロンを実施している町会・自治会、商店街や区内
		福祉施設等を拠点として車椅子の貸し出しを依頼し、区民が
		身近な地域で車椅子を借りられるようにする。
福祉サービス利用		高齢者や障がいのある方が、適切な福祉サービスを選択し
援助事業		利用するための手続きや各種機関の手続き支援を行い地域
		で安心して生活するための支援をする。
	地域福祉権利擁護	判断能力が不十分であるが支援内容が理解できる方(認知
	事業(東京都社協	症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)が、日常生活を 送るのに必要な福祉サービスを利用するための相談、情報提
	 受託事業)	佐るのに必要な価値サービスを利用するための相談、情報に 供、利用手続き、利用料の支払い支援、生活費の払い出し・
	<拡大事業>	預け入れ、公共料金等の支払い支援を行う。
	くがスチャン	1点の人類の、名人们並守の人間の人族を行う。
		ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、身体障がいのある方
		で支援を必要とする方を対象に日常生活を送るのに必要な
		福祉サービスを利用するための相談、情報提供、利用手続き、
		支払いの支援、生活費の払い出し・預け入れ、公共料金等の
		支払いの支援をする。
		社協職員である専門員とともに、利用者支援を行う生活支
		援員は住民に依頼している。生活支援員の業務内容は、専門
		員が作成した支援計画に基づき、実際に利用者宅を訪問し上
		記支援を行う。生活支援員には1時間当たり1,000円の活動
		手当を支払っている
	1	

大項目	小項目	事業の概要
大項目	小項目 財産保全サービス 地域権利擁護事業 利用促進	事業の概要 専門員とともに利用者支援を行う生活支援員の業務内容は、専門員が作成した支援計画に基づき、実際に利用者宅を訪問し上記支援を行う。生活支援員には1時間当たり1,000円の活動手当を支払っている。なお、生活支援員は、18歳以上80歳以下で福祉に理解と熱意を持った者でボランティア活動・地域活動等を1年以上経験している者を対象とし、労働契約を締結している。 高齢者・身体障がい者等の財産保全・管理事業を実施する。地域権利擁護事業の周知、利用促進のために区民、地域の関係機関(行政機関、金融機関、福祉サービス事業所等)に対し、地域権利擁護事業の周知を行う。荒川区役所・生活福祉課との相談会及び、高齢者福祉課との相談会を実施する。

6. 移動支援事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
障がい者の外出支	障がい者の外出支	在宅の視覚障がい者・知的障がい者等の方が社会生活上、
援事業(ガイドへ	援(ガイドヘルパ	必要な外出をするときに、「障害者総合支援法」に基づく外
ルパー派遣事業)	一派遣)	出を支援するサービスを提供することにより、障がい者の自
	・移動支援	立と社会参加を推進することを目的とする。
	・通院等介助(居	
	宅介護)	
	▪同行援護	
	ガイドヘルパーの	様々なニーズに対応できるように、毎月ガイドヘルパー説
	募集・確保	明・登録会を実施し、ガイドヘルパー登録者を随時募集する
		とともに、現任ガイドヘルパーの報奨制度により、事業の活
		性化と推進を図るとともに、ガイドヘルパーの日頃の活動に
		感謝を表し、士気を高めることを目的に実施する。
	ガイドヘルパー現	様々な状況や依頼内容において、安全かつ質の高いサービ
	任研修	スを提供するため、スキルアップを目的とした研修を実施す
		る。
	広報活動	ガイドヘルパー派遣事業について広く周知をするために、
		啓発講座を開催する。
	支援者等との連携	安全で充実したサービス提供とともに、ご本人の地域生活
		を支援する視点を持ち、個人情報保護法を遵守した上で、ガ
		イドヘルパー及び、利用者相互の必要な情報提供と支援者の
		ネットワークづくりを図る。
	資格取得への助成	ガイドヘルパーを知った方等に対し、同行援護又は介護職
		員初任者研修の資格を取得するための助成を行う。なお、資
		格取得希望者に対しては、資格取得終了後にガイドヘルパー
		としての実績の後、助成をするものとする。
		また、本事業の広報について、ホームページ・社協だより
		等を使い、区民等に対し周知を図る。

7. 助成事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
福祉団体運営助成		区内の高齢者・障がい者・児童・当事者等の福祉団体に運
		営費の一部を助成し、地域福祉活動の推進を図る。
障害者施設運営		区内の障害者施設に運営費の一部を助成し、地域福祉活動
助成		の推進を図る。
地域支えあい活動		区内で住民が相互に助け合う活動を推進する団体等地域
運営助成		社会に広く貢献する団体や、民生委員・児童委員協議会等に
		対して必要な助成を行うことにより、地域コミュニティの発
		達、住民の繋がりの強化、安心して暮らせる福祉のまちづく
		りを推進する。
社会を明るくする		犯罪や非行を防止し、罪を犯した方や非行をした少年の更
運動運営助成		生を支え、「いきいき」とした明るい地域作りに参画するこ
		とを重点目標に、区内全域及び全国的に取り組まれている
		「社明運動」に協力する。
小地域組織化助成		歳末たすけあい運動を始め、日頃活動に協力頂いている町
		会・自治会に、小地域の福祉活動推進を目的に助成する。
地域福祉活動助成		歳末たすけあい募金を財源として、公的援助を受けにく
		い、区内のボランティア団体、市民団体、当事者団体等の事
		業を助成し、地域福祉活動の開発・発展を推進する。
アトミ福祉資金助		アトミジャパン合同会社からの寄付をもとに、子どもや障
成事業		がい児者の福祉向上のために活動する団体に助成し、未来を
		担う子どもたちの健全育成と障がい児者の福祉を推進する。

8. 生活福祉資金貸付事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
各種資金貸付事業	生活福祉資金貸付	低所得者世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯
(※事務受託事	事業	に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを
業)		目的に、資金の貸付を行う。
		(※東京都社会福祉協議会受託事業)
	総合支援資金	離職や減収により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生
		活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時
		的な資金の貸付を行う。
		(※東京都社会福祉協議会受託事業)
	不動産担保型生活	現在住んでいる自己所有の不動産(土地・建物)に、将来に
	資金	わたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に
		対し、その不動産を担保に生活福祉資金の貸付を行う。
		(※東京都社会福祉協議会受託事業)
	生活復興支援資金	東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に
	貸付	必要となる経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支
		援するために貸付を行う。
		(※東京都社会福祉協議会受託事業)

9. 受験生チャレンジ支援貸付事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
受験生チャレンジ		学習塾、各種受験対策講座、通信講座等の受講費用及び高
支援貸付事業		校・大学受験等の受験費用を捻出できない方に対して貸付を
(※事務受託事		行うことにより、低所得者世帯の子弟を支援する。
業)		《対象者》
		①世帯の生計中心者であること ②世帯収入の総収入また
		は総所得を合算した金額が一定基準以下であること ③預
		貯金等資産の保有額が600万円以下であること ④土地・建
		物を保有していないこと(現在居住している土地、建物は除
		く) ⑤都内に引き続き1年以上在住(住民登録)している
		こと ⑥生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこ
		と ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2
		条 6 号に規定する暴力団員でないこと
	相談窓口の設置運	相談窓口(常設)を設置し、専門相談員が対応し、必要な支
	営	援を行う。
	広報普及啓発活動	区報、ウェブページへの掲載ならびに、関係機関への情報
		提供など、事業についての周知をきめ細かく図り、一人でも
		多くの方々に情報提供する。

10. ひとり親貸付事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
ひとり親家庭高等 職業訓練促進資金 貸付事業		高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金を貸付する。

1 1. 特定相談支援事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
計画相談支援及び 障がい児相談支援 事業	指 定 特 定 相 談 事 業・障害児相談支 援事業	障害者総合支援法ならびに児童福祉法に基づき、障害福祉 サービス、障害児通所施設支援を利用する方を対象に、相談 支援及び計画相談支援・障がい児相談支援を実施。
		※本事業は社会福祉事業区分に属するが、事業の実施は、公益事業区分の荒川区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ)にて実施している。 事業の詳細は、施設のサービス区分へ記載。

12. 区受託事業(本部受託地域福祉関係事業)サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
障がい者就労支援		障がい者就労の機会を広め、安心して働き続けられるよう
事業		に、就労支援コーディネーターと生活支援コーディネーター
		が、本人や家族、企業からの相談を受け、就労支援をするこ
		とで地域で自立して暮らせるよう支援する。また、地域開拓
		促進コーディネーターが、区内の就労支援施設に通所してい
		る方々や施設と連携して相談などの働きかけを行い、福祉的
		就労から一般就労への移行を支援する。
	就労支援	仕事探し・面接・実習の同行、企業開拓、離職調整などの
		就労支援を行う。
	就労訓練	就労の準備として、訓練機関のコーディネートを行う。
	定着支援	一般就労を継続している方が安定した就労を続けていけ
		るように本人及び、企業へ支援を行う。ジョブコーチ的支援
		なども行う。
	生活支援	安心して職業生活を続けられるように、就労に関わる日常
		生活の支援や情報提供を行う。
	エンパワメント	障がい者就労支援事業を通して、一人ひとりの生きる力を
	事業	育む。本人活動である「ともともクラブ」「フットサル レウ
		ニル」を応援することで地域での活動を育んでいく。
	就労支援ネット	ハローワーク、企業、障がい者団体、特別支援学校、障が
	ワークづくり	い者施設、行政、自立支援協議会等とのネットワークに参加
		し、雇用促進にむけて情報交換と支援協力を得る。
	地域啓発事業	障がいのある方々の就労について、地域住民、企業等広く
		関心理解を得るために、啓発事業を実施する。
	障がい者就労激励	就労企業や関係機関の出席のもとで長期勤続者の表彰を
	会・長期勤続表彰	行い、障がい者の就労を激励する機会としていく。また、勤
	式	続表彰を継続的に実施し、企業、関係機関等の情報交換の場
		として、障がい者就労の推進を図る。
手話講習会事業		聴覚障がい者の福祉に理解と熱意をもつ方を対象に、手話
		技術の指導を行い、手話奉仕活動を促進するために実施す
		る。また、手話を学んだことのない方向けの手話体験会を開
		催する。

13. ファミリー・サポート・センター事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
ファミリー・サポ ート事業	育児支援サービス	区内に在住または在勤し、概ね生後6か月以上~小学校6年生までのお子さんがいる方(区内に在園・在学児がいる方も含む)の仕事と育児の両立及び、育児環境整備のために、地域の協力会員が提供する住民参加型・会員制の有償育児支援サービス。サービスの利用には利用会員としての登録が必要。
	会員講習会	 (1)協力会員養成講習会年5回(1回につき3日間) (2)フォローアップ研修等①救命救急講習会(年5回) ②協力会員養成講座 再講習(年5回) ③その他知識、技術の向上を目的とした講習会(講演会)
	事例発表・交流会	利用会員と協力会員間が一堂に会する場を設け、会員間の 交流を図る(年1回)
	連絡調整会議	アドバイザーと地域リーダーが情報交換及び協議を行う。 (地域リーダー会議) 隔月開催(年6回)
	協力会員継続 5 年 表彰の実施	協力会員表彰を実施することにより、日頃の活動に感謝を 表し、士気を高めることを目的に実施する。(講習会内で開催)
	広報紙「Fめ~る」 の発行(年2回)	発行部数:1回 3,300部
託児サポーター 事業		講演会の託児など保育施設や自宅以外の場所における一時的保育サービスを、地域の会員(託児サポーター)が担うことにより、子育て家庭の社会活動への参加を促進し、子育て家庭を支援する育児支援サービス。
	連絡調整 利用団体への説明	利用団体と託児サポーターとの情報交換及び協議を行う。利用団体に対して会則の周知徹底を図ることにより、円滑
	広報活動	な託児サポートが行えるようにする。 託児サポーター事業を広く周知し、事業の推進を図る。

厚生援護資金貸付事業拠点区分

14. 厚生援護資金貸付事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
厚生援護事業		低所得世帯が一時的に困窮状態になり、他の方法での貸付 ができず、生活が維持できない方へ貸付をし、世帯の厚生を
		図ることを目的に実施する。

歳末たすけあい運動事業拠点区分

15. 歳末たすけあい運動事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
歳末たすけあい運		全国的な共同募金の一環である「歳末たすけあい・地域福
動事業		祉募金」を毎年 12 月に実施する。
(12月1日~31日)		実施者:社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
		主唱者:社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
		主催者:社会福祉法人 東京都共同募金会
		協賛団体:荒川区
		実施団体:町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、母
		の会、共同募金協力会
		また、町会・自治会、民生委員・児童委員協議会、母の会
		等の代表者による、歳末たすけあい運動実施委員会を、当会
		が主体・事務局となり運営する。
見舞品の配付事業		区内在住のひとり暮らし高齢者及び、在宅障がい児への見
		舞品を年末に配付する。実施方法は、実施委員会において協
		議し決定する。(見舞品の配付対象には要件有)
		※当年度分歳末募金財源。
地域福祉活動事業		①世代間交流事業(年賀状配布事業) ②ふれあい粋・活
		(いきいき)サロン事業 ③地域福祉啓発事業 ④心のバリ
		アフリー教室 ⑤地域福祉活動助成事業 ⑥ユニバーサル
		ウォーク ⑦ひとり親家庭夏休みレクリエーション事業等
		※前年度分歳末募金財源。
		※サービス区分が分散しているため、事業内容の詳細は各サ
		ービス区分の事業内に掲載。

各指定管理施設運営事業拠点区分

16. 各指定管理施設運営事業サービス区分

(※後述に各施設ごとの拠点区分の事業計画書有。①~⑥の各施設は社会福祉事業区分に含まれ、⑦の荒川区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ)のみ公益事業区分に含まれる。)

大項目	小項目	事業の概要
指定管理者として 区立福祉施設(高 齢者施設・障害者		指定管理者として、荒川区との協調を図りつつ、より充実 した利用者のニーズに応えたサービスの提供と、また、地域 福祉活動の拠点として地域に開かれた施設運営を行う。
施設)の運営事業		① 荒川区立荒川老人福祉センター
		② 荒川区立荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター
		③ 荒川区立西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター
		④ 荒川区立尾久生活実習所「あらかわ希望の家」 本所 及び 分場
		⑤ 荒川区立荒川生活実習所 ※⑤と⑥は予算合算
		⑥ 荒川区立荒川福祉作業所 ※⑤と⑥は予算合算
		⑦ 荒川区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ) ※本施設のみ公益事業区分の拠点。公益事業のほか、社 会福祉事業の特定相談支援事業も実施している。

荒川老人福祉センター運営事業拠点区分(※指定管理施設)

1. 荒川老人福祉センター事業サービス区分

施設概要

1. 概要・目的

当センターは、高齢者が住み慣れた地域で人生の「生きがい」を創出し、豊かで充実した生活を過ごしていただくことを目的に、各種行事や教室、公開講座など様々な社会参加の機会を提供する。更に、高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活が送れるように、介護予防事業を重点事業として位置付け、健康寿命の延伸を図り、要介護状態にならないようにする。具体的には介護予防プログラムや健康アップステーションの実施、介護予防講座の開催と同時に、機能訓練や各種体操、レクリエーションなどや文化教養教室・定例事業・いこい室事業とも連携し、より一層の介護予防の推進を図る。

また、介護保険の要支援や要介護の認定を受けている方の利用もあるため、地域包括支援センターや高齢者みまもりステーション及び居宅介護支援事業所等とも連携し、かつ、社会福祉協議会のネットワークを最大限に活かして支援を行う。

- 2. 対象者 60 歳以上の方
- 3. 利用時間 午前9時~午後5時まで
- 4. 休館日 日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)、年末年始 ※文化祭行事中の祝日・新春行事期間中の日曜日(年2回)は開館
- 5. 利用料 無料(※文化教養教室で使用するテキスト等の教材費は受講者負担とする)
- 6. 施設内容 1階:事務室

3階:いこい室・娯楽室・茶室・浴室・ロビー

4階: 喫茶コーナー・会議室 1~3・健康アップステーション・講師控室・健康相談室

高年者クラブ室

7. 所在地 〒116-0002 東京都荒川区荒川 1-34-6(高齢者センター内 1 階・3 階・4 階)

大項目	小項目	事業の概要
基本事業	小項目 健康相談及び 生活相談事業	1. 健康審査・健康相談 (健康審査:毎週木曜日実施 健康相談:原則毎日実施) 高齢者が自らの健康状態を把握し、健康で快適な生活を 維持することができるように、嘱託医による健康審査(血 圧測定・問診等)を行い、病気の早期発見・療養の指導を 行うとともに当センターの利用申請時に特定疾病の罹患 や日常動作に不安のある方の利用の可否判断や入浴サー ビス・スカイウェル(高圧電位治療器)の安全な利用のた めの健康チェックを行い、「健康手帳」を配付する。 看護師や健康相談員は、3階・4階フロアの活動の場で 健康相談(血圧測定等)を行い、血圧記録表に各自の測定 結果を記入し配付する。 2.生活相談(原則毎日実施)
		相談しやすい環境づくりに努め、生活・身上・家庭・財産・住宅・就労・介護・福祉等の相談に応じ、専門の相談窓口を紹介し、各関係機関と連携協力して問題解決のための支援を行う。 要支援・要介護認定を受けている利用者の受け入れに当たり、申請時に利用者状況を把握し、生活相談員が地域包括支援センターや高齢者みまもりステーション及び居宅介護支援事業所等と連携し、必要な支援につなげる。 3. 生活情報コーナー「耳より情報」(原則毎月実施)生活相談員・看護師・健康相談員・リハビリ指導員が実施主体となり、各担当の専門分野から当センターの利用や健康、生活に関してのすぐに役立つ最新の情報を提供し、より良い生活のためのワンポイントアドバイスを行う。また、高齢者福祉課や保健所・防災課・警察署・消防署・社会福祉協議会・消費生活センター・地域包括支援センターなどの関係機関へ依頼して講話を行い、危険に対する注意の喚起やより充実した情報を提供する。新たに「高血糖はなぜ起こる?」や「血圧急上昇にご注意!」」、「腸を整える腸活のすすめ」等のテーマを追加し、多くの利用者に日常生活で取り入れてもらい、生活の安
	機能訓練事業	 心・健康づくりについての意識・関心を高める。 1.機能訓練(原則毎日実施) 脳卒中などによる急性期を脱した軽度の麻痺が残る高齢者や身体機能の低下が認められる利用者を対象に、健康審査の結果、機能訓練への参加が適当と認められる高齢者に対して、身体機能の低下防止・予防のために機能訓練事業を実施する。 2.元気わくわくフェア 日程:6月5日(水)機能訓練事業(リハビリ)や体操を紹介するイベントを開催し、健康保持・増進、介護予防についての意識の啓発、機能訓練事業の周知・充実を図る。区内の地域包括支援センター等の各関係機関にも本フェアへの参加を呼びかけ、機能訓練の体験に加え、皆で楽しめるゲーム、自宅で気軽にできる体操紹介や相談会を行う。

大項目	小項目	事業の概要
八張口	健康保持・増進事業	1. 入浴サービス(週3回 火・水・土曜日) 入浴を通して、利用者間の交流と健康保持・増進、保清 を図ることを目的として入浴サービスを実施する。 2. ころばん・せらばん体操(原則毎週月曜日) リハビリ指導員と高齢者ボランティアグループの協力 により、区が介護予防事業として推奨する転倒予防体操 「荒川ころばん体操・荒川せらばん体操」を実施し、足腰 の筋力アップやバランス能力の向上を図ることで健康保 持・増進に努める。
	文化教養教室· 定例事業	高齢者が生きがいを持って豊かな社会生活を送るための支援を目的に、文化教養教室及び定例事業を開講し、趣味や仲間づくり、自主的なサークル活動を奨励する。また、皆勤賞制度を設け、教室の受講率のアップとともに他事業への積極的な参加を推進する。 1. 文化教養教室(教室数:12種類)
		①書道 ②墨絵 ③ヨガ A・ヨガ B ④太極拳 ⑤フラダンス ⑥あみもの ⑦お・は・な ⑧朗読と語りの楽しみ ⑨英会話 ⑩茶道 ⑪硬筆 ⑫ソシアルダンス初めの 4 ステップ 2. 定例事業(定例事業数:6種類) ①そろばん ②レクリエーション体操 ③コーラス ④レクダンス ⑤俳句 ⑥詩吟
		3. 講習会事業(講習会数:2種類) 地域のふれあい館(南千住駅前ふれあい館・西尾久ふれ あい館)へ講師を派遣し、民謡、ソシアルダンス講習会を 実施する。 4. サークル活動支援
	いこい室・娯楽室事業	各種教室修了者等による自主的なサークル活動を支援するため、会議室の貸し出しや成果発表の機会を提供する。 1. いこい室・娯楽室事業 心身ともに健康を保持・増進し、介護予防促進を図るとともに余暇活動の支援のため、いこい室でカラオケや民 謡、みんなで歌おうポップス、手芸、舞台装飾、ふれあい健康マージャン、お楽しみ映画会、盆踊り、みんなで歌おう童謡&唱歌、娯楽室で囲碁・将棋、オセロ等、様々なレクリエーションを提供し、利用者の増加につなげていく。さらに、一芸大会や演遊会、舞台で成果発表会、カラオケ大会、民謡大会などの各種大会や盆踊り大会、節分などの催しを開催し、仲間づくりや交流を深め、成果発表や自己表現することでより豊かな生活が送れるように支援する。

大項目	小項目	事業の概要
八次口	7.26	また、平成 28 年度から始まった介護予防プログラムの
		また、平成 20 年度から始まった介護予防プログラムの うち、週1回いこい室で実施する「じんわり鍛えるピラテ
		ィス&ストレッチ の継続や新しいカラオケ機器を使った
		カラオケ前の体操はビデオ映像などを取り入れて、楽しみ
		ながら介護予防につなげる。さらに、腹式呼吸を利用した
		"健康息き活き体操"は介護予防プログラムとして原則第
		1・3・5 木曜日に実施する。
		2. 与作体操(原則毎日実施)
		推進員により、与作の曲に合わせた「与作体操」を行っ
		て健康保持に努める
		3. いきいき体操(原則毎日実施)
		推進員や健康相談員により、椅子に座ってストレッチ体
		操「いきいき体操」を行い、身体機能の低下防止に努める。
介護予防事業		高齢者がいつまでも健康でかつ、生きがいを持って生活
【重点事業】		できるように、利用者が主体的に介護予防や健康づくりに
【里 从 争未】		取り組むきっかけとなる場を創出し、介護予防の意識づけ
		や情報提供及び普及啓発を行う。
	介護予防プログラ	《平成 31 年度 介護予防プログラム一覧》
	ム	
		①脳と体が若返るアンチエイジング体操
		②こころもスッキリ免疫力アップ体操
		③じんわり鍛えるピラティス&ストレッチ
		④脳も活き活きリハビリエアロビクス
		⑤健康息き活き体操
		⑥いつでもマシンで楽々元気アップ
		⑦ばんざい体操 ◎いるい字でのカラウムさの仕場
		⑧いこい室でのカラオケ前の体操⑨健康体操(カラオケ機器を使用した体操)
		⑩健康体操と脳トレ(カラオケ機器を使用した体操)
	 健康アップステー	健康寿命の延伸を図り、健康づくりや介護予防の意識づ
	ション	けを目的としたコーナーを平成28年10月から高齢者セン
		ター4階の旧図書コーナーに設置し、週4回(火・木・金・
		土 午後1時~3時)実施している。
		専門相談員が常駐しており、体組成・血圧の測定、健康
		づくりや介護予防に関する相談ができる。体組成計では体
		重・体脂肪率・筋肉量・脂肪量・体水分量・推定骨量等詳
		細に計測ができ、健康づくりの指標として活用できる。
		また、毎月ミニ講座を8回開催し、自宅でできる体操や
		口腔ケア等健康に役立つ情報を提供する。
		なお、5分でできる「あらみん体操」をミニ講座に取り
		入れ、自宅でできる運動として取り入れてもらえるように
		する。

大項目	小項目	事業の概要
	介護予防講座	60歳以上の区民を対象に、介護予防を目的にソフトウォーキング講習会とスクエアステップ講習会をそれぞれ年1
		回開催する。
		また、カラオケ機器を使って歌や映像に合わせて体を動
		かす体操や脳トレ、レクリエーション等を行う音楽体操講
		習会を音楽健康指導士に講演してもらう介護予防講座を
		年6回実施する。
各種行事・公開講	各種行事	広く区民が高齢者福祉についての関心と理解を深める
座		とともに、高齢者の社会参加を促進し、仲間づくりや生活
		の質の向上に努め、より豊かな生活が送れるように支援す
		る。
		1. 施設案内(兼パンフレット)の発行(年1回)
		当センターへの理解や事業周知等のために年1回発行す
		る。紙面には、当センターの最新話題や当センターを拠点
		に活動するサークルの情報や元気な高齢者の写真を掲載
		する。
		また、利用者の増加につながるように配布先の開拓にも
		取り組む。 2. 月刊予定表の発行(月1回)
		2. 月月月度表の発行(月1回) いこい室の催しや各種行事・講座等の紹介や周知のため
		に月間予定表を発行する。
		3. 高齢者福祉週間行事
		高齢者福祉週間行事として、歌声喫茶、お楽しみ大マー
		ジャン会、囲碁大会、将棋大会、オセロ大会、介護予防の
		イベント(講演と体操)などを開催する。
		日程:9月9日(月)~16日(月)※演遊会9月14日(土)
		4. 高年者芸能大会
		芸能を活動内容とする荒川区内の高齢者団体やサーク
		ルの成果発表・交流の場を提供する。荒川区・荒川区高年
		者クラブ連合会と共催で事業運営する。
		日程:10月10日(木)
		会場:サンパール荒川
		5. 文化祭行事
		当センターの各種教室や区内の高齢者サークル等の文
		化活動の成果を発表し、交流を深める機会を提供すること を目的に作品展と俳句大会を開催する。
		を目的に作品展と俳句人会を開催する。 また、「落語会」、「お楽しみカラオケ」、「お楽しみマー
		ジャン」等の催しや、施設公開を目的に荒川東部サービス
		センターと合同で「高齢者センター祭り」を開催する。
		作品展開催期間中の祝日を開館し、ご家族など、多くの
		区民へ施設をPRする機会とする。
		日程:11月 1日(金)~7日(木)【作品展】
		11月 14日(木)【俳句大会】

大項目	小項目	事業の概要
		6. 新春行事 新春の季節行事を通じて、レクリエーションや世代間交 流の機会、仲間づくりの機会の提供とするため、書初め 展・新春美術展、寄席、大マージャン会、園児と楽しむお 正月遊び、初釜などを開催する。 書初め展・新春美術展開催期間中の日曜日を開館し、ご 家族等、多くの区民へ施設を PR する機会とする。また「新 春寄席」、「お楽しみカラオケ」、「お楽しみマージャン」を 行う。 日程:1月 7日(火)~12日(日)【書初め展・新春美術展】 1月 15日(水)【初釜】
		7. 吟詠大会 当センターの教室やふれあい館等で活動している詩吟 や朗読の愛好家サークルの成果発表・交流の場として開催 する。 日程:2月21日(金)
	公開講座【充実事業】	1. 公開講座 人生100年時代を迎えて人々の葬儀への関心が高まっているため、新規に「葬儀について」の講座を年1回開催する。また、女性を中心に尿漏れに悩んでいる方々を対象に、新規に「尿モレについて知ろう」の講座を年1回開催する。昨年から開催している「スマートフォン・タブレット相談室」は定員20名に対して指導員が2名で対応しており、個別にきめ細かい指導をするためには十分とは言えない。そのため、指導員態勢を2名から4名に増員し、定員も20名から24名に増やす。また「スマートフォン講座」は運営方法を毎回同じ内容ではなく、テーマを決めて参加しやすい形態に見直す。「タブレット講座(2回連続講座)(年3回開催)」、「健康講座(4回連続講座)(年1回開催)」、「薬の正しい使い方(年2回開催)」、「老い支度セミナー(年2回開催)」、「おりがみ講座(年6回開催)」、「女性の浴衣講座(3回連続講座)(年1回開催)」、「和紙ちぎり絵講座(5回連続講座)(年1回開催)」、「和紙ちぎり絵講座(5回連続講座)(年1回開催)」、「和紙ちぎり絵講座(5回連続講座)(年1回開催)」は継続して実施する。 ①葬儀について②尿モレについて知ろう③スマートフォン・タブレット相談室④スマートフォン講座⑤タブレット講座⑥健康講座⑦薬の正しい使い方⑧老い支度セミナー⑨おりがみ講座⑩女性の浴衣講座⑪七宝焼き講座⑫和紙ちぎり絵講座
地域交流事業等	地域交流事業	地域に根ざした施設として、小・中学生の職場体験実習 や勤労留学、ボランティア体験などの受け入れを積極的に 行う。 また、各種行事やいこい室事業の中で、近隣地域の保育 園・小学校・中学校などとの世代間交流を図り、相互理解 を深める機会を提供する。 さらに、施設公開などを通して地域に広く知っていただ くための啓発に努める。

大項目	小項目	事業の概要
		1. 世代間交流(年2回実施) 郷愁を誘う昔のあそび(高齢者福祉週間行事) 園児と楽しむ昔あそび(新春行事) 年に2回、近隣保育園の協力のもと、お手玉やけん玉等 の昔の遊びや紙芝居を通じて触れ合い、昔を思い出して世 代間交流を図る。
		2. 喫茶コーナーの実施(月〜金曜日) 4 階交流コーナーを当施設の利用者や地域住民の方々との触れ合い・交流の場として、ボランティアグループ「マーガレット」による喫茶コーナーを設置する。

荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター運営事業拠点区分(※指定管理施設)

2. 荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター事業サービス区分

施設概要

1. 対象者(利用者)

介護保険要介護認定によって、要介護または要支援の認定を受けた方

2. 基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように個別機能訓練の実施及び必要な日常生活上の介護や自立支援を行う。社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、また利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。地域での生活が困難なケースの積極的な受け入れを行う。

≪中長期的な目標≫

- ① 住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けられる街を目指し、地域における通所介護施設の役割を果たすべく、サービスの質の向上に努める。
- ② 利用される一人ひとりの自立生活を支援するために、いきいきと楽しみを持って参加できるプログラムの充実を図る。個々それぞれのニーズに合わせたサービス提供に努める。
- ③ 認知症の症状のある方が、その方らしく過ごしていただけるように寄り添う介護に努め、在宅生活の継続を支援する。
- ④ 介護状態となることの予防を目的として、定期的に集える自主事業を提供していく。
- ⑤ 地域を基盤とし、本人・家族介護者や関係機関・地域の方々との連携に努める。

≪平成31年度の目標≫

- ① 在宅生活を豊かに過ごすために、多様なプログラムや脳機能訓練・個別機能訓練を実施し自ら 選んで活動に参加することを大切にする。
- ② 認知の症状のある方たちへのデイサービスを充実させる。利用者一人ひとりと寄り添い、その 状態に合わせたプログラムを実施する。また、その在宅生活を支える家族との連携を強化し、 介護負担とともに在宅生活を継続できるような支援を行う。 荒川区の区立サービスセンター再 編計画に合わせ、新規利用者の受け入れは実施しない。
- ③ 介護予防に向けた取り組みを実施し自主事業健康茶話会「ころから」を継続していく。
- ④ 利用者の自立支援に向けた日常生活訓練に取り組み、定期的な体力測定で評価をしていく。
- 3. 実施事業 通所介護サービス「通所介護事業」・「第1号事業通所介護」

地域密着型サービス「認知症対応型通所介護事業」・「認知症対応型介護予防通所介護事業」

施設設備:食堂・日常動作訓練室・機能訓練室・認知症デイルーム・浴室

- 4. 開館日 308 日 月曜日~土曜日(日曜日・年末年始を除く)
- 5. 所在地 〒116-0002 東京都荒川区荒川 1-34-6(高齢者センター内 2・3 階)

大項目	小項目	事業の概要
充実事業		①認知症状の進行を予防するよう脳機能訓練等の充実を
		図る。
		②認知の症状が重くなっても安心して通い続けられるよ
		うに、介護職員の質の向上に努め、寄り添う介護を目指
		す。また、家族との密なる連携に努める。
		③祝日開館や入浴サービスの毎日実施を継続し、在宅生活
		支援を行う。 ④個々の尊厳を大切にし、個別性のあるサービス提供に努
		お高くの等版を大切にし、個別性のある。 ころ提供に劣し める。また、自ら選んで参加することのできるプログラ
		ムの充実を図る。
通所介護事業(一	デイ基本事業	利用者本人・家族の希望に合わせ個別の自立支援に向け
	(1 日利用定員:35	
業)	名)	提供する。
		適切な評価のもとに、創作活動、レクリエーション、機能
		訓練等の事業を通して利用者の心身及び社会性のリハビ
		リテーションを図るとともに、介護者の負担軽減を図る。
		≪目標≫
		利用者がいきいきと通い続けたくなるようなサービス
		を提供して、稼働率 85%を目指す。 ≪食事サービス≫
		※後事グーピハグ
		する。利用者一人ひとりの状態を把握し、食事形態・量等
		の工夫を行う。
		行事食や季節感のあるメニューを提供し、楽しい食事を
		提供する。
		《入浴サービス》
		施設内の浴室を使い、衛生の確保、身体状況の確認及び
		自力で行うことができる動作の維持・向上を目的とした支
		援を実施する。 《健康管理》
		〜 健康自生/ 利用日ごとに、血圧・脈・体温の測定を実施、月1回は
		体重を測定し、利用者の健康管理を行う。
		《個別機能訓練》
		個々の心身の状況に合わせた個別機能訓練計画を作成
		し、生活機能の維持・向上を目的として訓練を実施、定期
		的に評価をしていく。
		≪実施プログラム≫
		①創作活動
		・壁装飾・カレンダー制作・手芸・共同制作活動など
		②月間活動プログラム ・脳機能訓練・カラオケ・誕生会・クラブ (習字・頭の)
		・
		③レクリエーション/スポーツ・音楽
		・外出活動・ボールレク・お楽しみ体操・唱歌・民謡
		百人一首・アロマセラピーほか
		④各種季節行事
		・花見・外出・買い物外出・七夕会・納涼会・敬老会
		運動会・高齢者センター祭り・年忘れ会・ゆず湯
		新春お茶会・調理実習など

大項目	小項目	事業の概要
7721	第1号事業通所介	要支援状態の利用者が可能な限り自立した日常生活を
	護サービス	営むことができるよう、必要な支援を行うことにより利用
	(要支援対象)	者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維
		持・向上を目指す。
認知症対応型通所	地域密着型サービ	認知症の高齢者を対象に介護サービス(食事・入浴・排
介護事業	ス	泄ケア等)を提供し、介護者の負担軽減を図る。
	(認知症対応型通	季節感のある各種の活動を通して、潤いと快適さのある
	所介護	在宅介護を支援する。
	1 日利用定員:10	* * * * *
	(名)	利用者一人ひとりに応じた家庭的な雰囲気を大切にし
		たサービスを提供し、安定したサービス提供を目指す。
		《食事サービス》
		栄養所要量を基本としたバランスのとれた食事を提供 する。利用者一人ひとりの状態を把握し、自分で食べるこ
		とを大切にし、食事形態・量等の工夫を行う。
		行事食や季節感のあるメニューを提供し、楽しい食事を 「ない食事を
		提供する。認知症の方の食事に対する困難を理解し、食べ
		る力を発揮できる環境を整える。
		≪入浴サービス≫
		施設内の浴室で、衛生の確保、身体状況の確認及び自力
		で行うことのできる動作の維持、向上を目的とした支援を
		行う。皮膚疾患や身体状況の変化に気づき適切な対応を行
		う。 <i>《</i> 神 は然理》
		≪健康管理≫ 利用日は血圧・脈・体温の測定を実施、月1回は体重を
		利用日は血圧・脈・体血の側足を実施、月1回は体重を制定し、利用者の健康管理を行う。
		体調・体重の変化を速やかに家族・関係機関と共有する。
		《個別機能訓練》
		個々の身体状況に合わせた個別機能訓練計画を作成し、
		機能訓練を実施し、定期的に評価をしていく。
		≪実施プログラム≫
		①創作活動
		・園芸・調理実習・カレンダー制作・共同制作活動等
		②月間活動プログラム
		・脳機能訓練・屋外散策・誕生会・民謡・回想・唱歌等
		③レクリエーション/スポーツ・音楽・フラワーアレンジ・ボールレク・昔遊び・アロマセラ
		ピー・タクティールケア、等
		(4)各種季節行事
		・花見・外出・買い物外出・七夕会・納涼会・敬老会
		運動会・高齢者センター祭り・年忘れ会・ゆず湯・
		新春お茶会・調理実習など
	予防介護サービス	認知症の状態がある要支援状態の利用者が可能な限り
		自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生
		活上の支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持
		回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を目指す。

大項目	小項目	事業の概要
	運営推進会議の実	地域密着型サービス事業者として、利用者の家族や地域
	施	住民の代表者等に提供しているサービス内容を明らかに
		することで、サービスの質を確保し地域との連携を図るこ
		とを目的とする。会議は、6か月に1回、年に2回実施。
一般型 · 認知症対	送迎サービス	ハンディキャブ(リフト付ワゴン車)を3台使用し、自
応型通所介護共通		宅もしくは指定の場所から当センターまで、利用者の送迎
事業		を実施する。
その他の事業		《家族介護者教室》
		利用者の家族や地域で家族を介護している方・介護に関
		心のある方を対象として、介護知識、情報、技術の提供を
		目的として、毎月実施する。
		介護者の交流の場を大切にし、介護者の介護負担を共有
		し合える場として実施する。
		《地域等との交流》
		サービスセンターの役割を地域の方々に知っていただ
		くことを目的に、地域住民、利用者家族、保育園児を食事 懇談会や行事に招待し、交流の場を提供する。(高齢者セ
		恣談云や打事に指付し、交流の場を促供する。(同断有と ンター祭り、施設公開ほか)
		《施設の安全確保》
		「心臓やみ至症はが 近隣町会と防災等について協力体制を築く努力を行う。
		荒川老人福祉センターとともに避難訓練、初期消火訓練
		等を実施する。緊急時における対応を手順化し、職員で共
		有化する。
		福祉避難所としての役割や訓練を継続実施していく。非
		常災害時の防災備蓄品の管理を適切に行う。
		《職員の健康診断》
		年1回、職員の健康診断を実施し、職員の健康の保持及
		び病気の早期発見に努める(11 月実施予定)。また、感染
		症、ストレスチェック等についての研修を適時行い、自己
		管理を促していく。
		《職員研修》
		新人・中堅者を対象とした荒川社協組織内研修、東京都
		社会福祉協議会等、関係団体の主催する外部研修へ参加する。
		る。また、職場(施設)内研修を毎月実施して、資質の向 上に努める。
		エに劣める。 ≪ボランティアの受入≫
		〜〜〜〜〜〜 高齢者介護に関心のあるボランティアを積極的に受け
		入れ、施設での介護体験を通してボランティア活動の有用
		性を実感する場を提供する。
		また、理髪ボランティアや演芸ボランティア、いきいき
		ボランティア制度によるボランティアを受け入れていく。
		≪勤労留学生の受入・育成≫
		荒川区立中学校において実施する職場体験の生徒を積
		極的に受け入れ、施設での職場体験を通して福祉の現場を
		知っていただき、介護・福祉を実感する場を提供する。
		≪介護等体験の受入≫
		小・中学校教諭免許取得希望者が、社会福祉施設等にお
		いて社会福祉の理解を深める目的で行う介護等体験の受
		け入れをする。

西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター運営事業拠点区分(※指定管理施設)

3. 西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター事業サービス区分

施設概要

1. 対象者(利用者)

介護保険要介護認定によって、要介護または要支援の認定を受けた方

2. 基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように個別機能訓練 実施及び必要な日常生活上の介護や自立支援を行う。社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、また 利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。地域での生活が困難なケースの積極的な受け入れを 行う。

≪中長期的な目標≫

- ① 住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けられる街を目指し、地域における通所介護施設の役割を果たすべく、サービスの質の向上に努める。
- ② 利用される一人ひとりの自立生活を支援するために、いきいきと楽しみを持って参加できるプログラムの充実を図る。個々それぞれのニーズに合わせたサービス提供に努める。
- ③ 認知症の症状のある方が、その方らしく過ごしていただけるように寄り添う介護に努め、在宅生活の継続を支援する。
- ④ 介護状態となることの予防を目的として、定期的に集える自主事業を提供していく。
- ⑤ 地域を基盤とし、本人・家族介護者や関係機関・地域の方々との連携に努める。

≪平成31年度の目標≫

- ① 荒川区の区立サービスセンターの再編に伴い、平成31年度は運営の最終年度となる。 これを踏まえ、利用されている方々がスムーズにサービス移行できるように荒川区と連携し対応 していく。
- ② 日常生活訓練を活動に積極的に取り組み、通所介護に通うことで自立した在宅生活を継続できることを目指す。
- ③ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等、他機関との情報共有や連携を密にし、利用者のニーズに対応したサービスを柔軟に提供する。
- 3. 実施事業 通所介護サービス「通所介護事業」「第1号事業通所介護」

地域密着型サービス「認知症対応型通所介護事業」「認知症対応型介護予防通所介護事業」

施設設備:食堂・日常動作訓練室・機能訓練室・認知症デイルーム・浴室

- 4. 開館日 308 日 月曜日~土曜日(日曜日・年末年始を除く)
- 5. 所在地 〒116-0011 東京都荒川区西尾久 6-17-3 (西尾久福祉センター3 階)

大項目	 小項目	事業の概要
充実事業		①体を動かす機会を確保するため、個別機能訓練及び集団体操を実施する。集団体操は、独自のメニューのほか、ころばん体操、せらばん体操等、誰もが参加できる内容とする。体力測定を定期的に実施することで、利用者の通所における効果を本人や家族にわかる方法で示していく。②重度で介護状態の重い方が穏やかに過ごせるようにサービス内容の充実を図る。また、ご家族の介護負担を軽減できるよう、相談支援、情報提供を行う。③祝日開館や入浴サービスの毎日実施を継続し、利用者の身体状況に応じた入浴サービスを提供する。個々の利用目的に合わせ、尊厳を大切にし、個々の状態に合わせたサービス提供に努める。
通所介護事業(一般型)	デイ基本事業(1日利用定員:35名)	利用者本人・家族の希望に合わせ個別の自立支援に向けた通所介護計画書を作成し、それに基づいて各種サービス事業を提供する。適切な評価のもと、創作活動・レクリエーション・機能訓練等の事業を通して利用者の心身及び社会性のリハビリテーションを図るとともに、介護者の負担軽減を図る。《目標》 利用者が楽しくいきいきと通い続けたくなるようなサービスを提供していく。新規利用者の受け入れは実施しない。《食事養の用者が必とりの状態を把握し、食事形態・量等を調整する。利用者がら食事ができるように、行事食や旬の食材を取り入れた料理を提供する。《入浴サービス》 施設内の浴室を使い、衛生の確保、身体状況の確認及び自力で表がらきる動作の維持・向上を目的とした支援を実施できる。《健康管理》 利用とに、血圧・脈拍・体温の測定を実施。月1回、体重を測度に引用者の健康管理を行う。《健康管理》 利用者の健康管理を行う。《個別機能を活用して、生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り、自立して暮らし続けることを目的として実施する。《実施プログラム》 ①基本創作活動・壁装飾プログラム》 ①基本創作活動・壁装飾プログラム》 ①基本創作活動・超機能訓練ゲーム・ボード玉入れ・ボウリング・輪投げ・リズム体操・ジグソーパズル・カラオケ・映画会 など

大項目	小項目	事業の概要
		④各種季節行事
		・花見・端午の節句・体力測定・七夕・納涼会・敬老会
		年忘れ会・新春演芸会・節分・雛祭り・調理実習・園
		芸活動・外出プログラムなど
		⑤日常プログラム
		・個別機能訓練・集団体操・脳機能訓練・口腔体操
	第 1 号事業通所介	要支援状態の利用者が可能な限り自立した日常生活を
	護サービス	営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うこ
	(要支援対象)	とにより利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の
		生活機能の維持・向上を目指す。
認知症対応型通所	地域密着型サービ	認知症の高齢者を対象に介護サービス(食事・入浴・排
介護事業	ス	泄ケア等)を提供し、介護者の負担軽減を図る。
	(認知症対応型通	また、季節感のある各種の活動を通して、潤いと快適さ
	所介護	のある在宅介護を支援する。
	1 日利用定員:10	. " -
	名)	新規利用者の受け入れは実施しない。
		《食事サービス》
		栄養所要量を基本としたバランスのとれた食事を提供
		する。利用者一人ひとりの状態を把握し、食事形態・量等 を調整する。楽しみながら食事ができるように、行事食や
		を調金する。米しみながら良事がくさるように、行事良べ 旬の食材を取り入れた料理を提供する。
		副の長柄を取り入れた料理を提供する。 認知症の方の食事に対する困難を理解し、食べる力を発
		揮できる環境を整える。
		≪入浴サービス≫(月~土曜日)
		施設内の浴室を使い、衛生の確保、身体状況の確認及び
		自力で行うことができる動作の維持、向上を目的とした支
		援を実施する。
		≪健康管理≫
		利用日は血圧・脈拍・体温の測定を実施。月1回、体重
		を測定し、利用者の健康管理を行う。
		≪個別機能訓練≫
		個々の身体状況に合わせた個別機能訓練計画を作成し、
		機能訓練を実施し、定期的に評価をしていく。
		≪実施プログラム≫
		①基本創作活動
		・壁装飾・誕生カード工作・カレンダー作り・習字など
		②月間活動プログラム
		・生け花・民謡・琴の演奏・誕生会・演芸鑑賞 など
		③午後のプログラム
		・輪づくり・折り紙・お話・音楽・ぬり絵・カルタなど
		④各種季節行事 世界の祭り、佐も測定、トク、物流へ、数本へ
		・花見・端午の節句・体力測定・七夕・納涼会・敬老会
		年忘れ会・新春演芸会・節分・雛祭り・調理実習・園 芸活動・外出プログラムなど
		云酒動・外面ノログラムなど ⑤日常プログラム
		- ************************************
		脳機能訓練・口腔体操
		WE AND THE TANK

大項目	小項目	事業の概要
7724	予防介護サービス	認知症の症状がある要支援状態の利用者が可能な限り
	ア例が良り一て入	自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生
		活上の支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持
		回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を目指す。
	VEL 27 1/1/2/4 A 54 A 54	
	運営推進会議の実	地域密着型サービス事業者として、利用者の家族や地域
	施	住民の代表者等に提供しているサービス内容を明らかに
		することで、サービスの質を確保し地域との連携を図るこ
		とを目的とする。会議は、原則6か月1回、年に2回実施
40 mil	11/ Ad- 11	する。
一般型・認知症対	送迎サービス	ハンディキャブ(リフト付ワゴン車)を3台使用し、自宅
応型通所介護共通		もしくは指定の場所から当センターまで、利用者の送迎を
事業		実施する。
その他の事業		《家族介護教室》
		利用者のみならず、家族で高齢者を介護している方や介
		護に関心のある方を対象として、介護知識、情報、技術の
		提供を目的として毎月実施する。また、介護者同士の交流
		の場を提供する。
		≪地域等との交流≫
		当センターを地域の方々に知っていただくことを目的
		に、地域住民、利用者家族、保育園児を食事懇談会や行事
		に招待し交流の場を提供する。
		【行事:七夕行事、秋まつり、節分行事】
		≪施設の安全確保≫
		近隣町会と防災協定を結び、共同で消防署指導のもと、
		消火訓練を実施する。尾久生活実習所(本所)とともに避難 訓練、初期消火訓練等を実施する。
		緊急時における対応を手順化し職員で共有化する。
		≪職員の健康診断≫
		年1回、職員の健康診断を実施し、職員の健康の保持及
		び病気の早期発見に努める(11月実施予定)。また、感染症
		等についての研修を適時行い、自己管理を促していく。
		≪職員研修≫
		新人・中堅者を対象とした荒川社協組織内研修や東京都
		社会福祉協議会や荒川区等、関係団体の主催する外部研修
		へ参加する。また、職場(施設)内研修を毎月実施して、資
		質の向上に努める。
		≪ボランティアの受入≫
		高齢者介護に関心のあるボランティアを積極的に受け
		入れ、施設での介護体験を通してボランティア活動の有用
		性を実感する場を提供する。
		≪勤労留学生の受入・育成≫
		荒川区立中学校において実施する職場体験の生徒を積
		極的に受け入れ、施設での職場体験を通して福祉現場の仕
		事内容を学ぶことから、介護・福祉を実感する場を提供す
		る。
		≪介護等体験の受入≫
		小・中学校教諭免許取得希望者が、社会福祉施設等にお
		いて社会福祉の理解を深める目的で行う介護等、体験の受
		け入れをする。

尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場事業拠点区分(※指定管理施設)

4. 尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所・分場事業サービス区分

施設概要

1. 概要

特別支援学校を卒業した子ども達が、行き場所が無く家に引きこもることのないようにとの保護者の切実な思いを受け「荒川のぞみの会」が昭和56年に通所の場としてスタートし、昭和62年に同会からの依頼を受け荒川区社会福祉協議会が区の補助金で運営を開始した。平成7年には荒川区立生活実習所「あらかわ希望の家」として荒川区から受託運営することになり、満23年が経過した。平成12年度から知的障害者福祉法に基づく法内施設として位置付けられ、平成14年度からは利用者の増加に伴って分場が開設された。平成18年度に入ると、新たに荒川区の指定管理者としての運営を開始(3年契約)し、平成21年度(5年契約)から継続指定管理者として引き続き運営を行うとともに障害者総合支援法に基づき「生活介護事業」に移行した。

平均支援程度区分が5以上で重度の障がい者が通所する施設であり、発作や強度のこだわりがあったり全介助の必要な方等が多く、事故がないよう特別な配慮が必要となっている。近年、利用者の障がいの重度化や加齢に伴う身体的機能の低下、利用者の在宅生活を支える家族の高齢化や支援力の低下等により利用者を取り巻く環境は厳しさを増している。今後、利用者自身が自己選択・自己決定ができる力を一人ひとりが持てるような支援の強化に取り組むと同時に、家族・保護者や関係機関、グループホームなど生活の場となる施設との連携を密にしながら、日々の生活の充実と社会的自立を図ることを支援していく。平成26年4月から5年契約の指定管理者としての運営を経て、新たに平成31年度から(5年契約)継続指定管理者として引き続き運営を行う。

2. 目的

荒川区内の障がいのある方々を対象に生活作業訓練・地域交流などに取り組み、日々の生活の充実と社会的自立を図ることを目的に運営している。本人自身の持つ機能・能力を引き出すこととあわせて、地域の方々との交流を図ることを通して地域の中で生じる様々なハンディキャップを克服し、地域で豊かに生きることを支える。また、障がいのある人や家庭が抱える問題に対して、支援員を中心にあらゆる職種の職員がそれぞれの専門性を生かした支援を行い、地域の様々なネットワークを活用して地域での生活を支援する。

- 3. 利用定員 64 名 (本所 45 名、分場 19 名)
- 4. 登録人員 64 名 (本所 45 名、分場 19 名)
- 5. 開館日 240日 月曜日〜金曜日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く) ※開館日については、「天皇の即位の日および即位礼正殿の儀の行われる日を休日と する法律」に基づき、変動する場合がある。
- 6. 所在地 《本所》〒116-0011 東京都荒川区西尾久 6-17-3 (西尾久福祉センター1 階・2 階) 《分場》〒116-0011 東京都荒川区西尾久 4-6-4

大項目	小項目	事業の概要
充実事業		1. 障がい特性に応じた活動プログラムの展開利用者の障がいや世代はさまざまであり、ニーズも多様化している。ニーズや状態に応じた活動ができればそれぞれに特化した経験、体験を積むことができる(①自立に向けて身の回りの管理や必要物品の購入など実践的な行動練習など、②特性に応じたゆっくりとしたプログラムの充実、社会見学の見直し)。これまで実施してきたクラブ活動や障がい者スポーツ、スヌーズレン活動なども継続しながら、特性や世代に応じた活動プログラムに取り組む。
		2. 職員の資質向上 利用者の障がい特性を理解し、実施する支援やプログラムの目的や内容の充実を図るため、専門機関での研修の受講や講師を招いた内部研修を実施する。外部で研修を受講した職員は、会議等の場での他の職員に向けて報告を行い、研修内容を共有し資質向上に努める。また、障がい特性への理解を深めるためのDVDやテキストなど教材を充実させ、自己研鑚できる環境づくりをする。利用者の体調急変に対応するため、応急救護講習を実施する。
		3. 防災と地域との連携 災害に備えて、本所、分場において福祉避難所設置・運営訓練を実施してきた。引き続き分割訓練を継続的に取り 組んでいく。また、防災備品の整備のみならず、備品等の 収納の見直しをしていく。定期的な避難訓練は場面の想定 を変えて継続的に取り組む。日頃から地域住民との挨拶や 声かけ、施設周辺の清掃活動で顔見知りの関係を築き、施 設での防災訓練に地元町会の方々に参加してもらうととも に、地元町会の防災活動へ参加して互いに協力し合える関 係を築く。
		4. 平成32年度定員拡大に向けた準備 区の方針により平成32年度から西尾久福祉センター3階が尾久生活実習所となり、本所の定員が拡大される。定員拡大に伴い、環境面の整備のための修繕や備品の購入、職員の配置などの準備を進める必要がある。また、定員が拡大されればニーズの多様化が予想される。活動の幅を広げるためにも、既存の活動のほかに作業的な要素を取り入れた活動を模索していく。
生活介護事業	生活作業訓練事業	利用者個々の目標に沿った援助を行い、規則正しい生活リズムを身につけ、基本的生活習慣の確立と生活能力の向上を図る。 一人ひとりの持っている能力や可能性を伸ばすために様々な活動や社会体験に取り組む。 《健康維持活動》 通年(本所・分場) 健康維持のため、個々の利用者の体調・疾病状況・健康状態の把握を行い、日常的支援や看護師・栄養士等からの助言等を行う。

大項目	小項目	事業の概要
		《リズム体操》 月 2~3 回(本所・分場) 音楽に合わせて身体を動かし、健康の増進を図る。
		≪体操教室≫ 月4回(本所・分場) 理学療法士の指導によりマット体操等を行う。
		≪陶芸≫ 月2回(本所・分場) 粘土に触れ、手指を動かすとともに創作する喜びを知る。
		≪絵画教室≫ 週1回(本所・分場) 色々な材料を使い、描き創作する喜びを知る。
		≪パソコン教室≫ 週1回(本所・分場) 文字や絵を描き、表現する力を身につける。
		《ワープロ教室》 月1回(本所・分場) 文字で表現する力をつけ、意思を伝える力を身につける。
		≪自立プログラム≫ 月2回(本所) 講師のアドバイスにより、自立生活の質の向上を図る。
		《手話音楽》 月1回(本所・分場) 色々な歌を手話で表現し、身体全体で音楽を楽しむ。
		《音楽療法》 年 20 回(分場) 歌や演奏を通じて、情緒の安定を図る。
		《調理実習》 隔月(本所・分場) 簡単な調理を通して、食べ物を料理する行為を体験し、 食べる喜びを知る。
		≪乗馬≫ 年4回(本所・分場) 乗馬を通じて、情緒の安定を図る。
		≪創作活動≫ 通年(本所・分場) 手指を使う作業を行い手指の集中力・持続力を養う。
		《散歩》 通年(本所・分場) 歩くこと等を通して、街に出て、季節の様々な環境に触れるとともに、筋力や健康の維持に役立てる。
		《合同プログラム》 週1回(本所・分場) クラブ活動や季節の催し、ボッチャ、カラオケ、ボウリング等を合同で行い、主体的選択や自己決定、利用者同士の関係作りに取り組み、楽しむ機会を提供する。
		《社会見学》 年3回(本所・分場) 日常生活以外の体験を通し、社会の仕組みを理解し、人間関係を深める。

行事・地域交流事業 利用者が一人ひとりのもつ能力を発揮し、様々な行事に取り組み、地域の方々との交流を通じて地域での豊かな生活につなげていく。また、行事等での交流を通じて、地域の方々の障がいのある人々への理解を促進する。 《宿泊訓練》 実施回数:3回 目的地: 冬桜の宿 神泉日程: ①6月13日(木)~14日(金)
②6月20日(木)~21日(金) ③6月27日(木)~21日(金) 普段の生活から離れた環境で、施設の仲間たちや職員、ボランティアと寝起きをともにする体験を通じて、自律性を高める機会とする。 《障害者大運動会への参加》 日程:9月29日(日)

大項目	小項目	事業の概要
	給食事業	《給食サービス》 通年
		利用者の個々の健康状態等に応じ、栄養が偏らないよう
		に様々な食品を使いバラエティーに富んだ献立になるよう
		考慮し、栄養バランスのとれた食事を提供する。
		また、個々の利用者が食べやすい食事形態や食器に配慮
		し、食生活を豊かにし、さらに楽しい雰囲気の中で、食事
		のマナーや社会性を養う機会とする。
	健康診断等事業	≪健康管理≫ 通年
		疾病の予防と早期発見に努め、健康の保持・増進を図る。
		健康診断を年1回行う
		日程:4月16日(火)・5月7日(火)
		医務室にて専門医(内科医・精神科医)の診察や健康相談
		を行う。
		日常的に看護師が健康管理を行う。(連絡帳の確認・検
		温・バイタルチェック)
		保護者に健康・保健衛生についての関心を持ってもらい、
	マニア・ジョンマス・古来	知識の普及と啓発を行うための情報提供を行う。
	通所バス運行事業	利用者の通所のため、本所では車イス用リフトが装備さ
		れたワゴン車の送迎車両 5 台をコース別に委託運行する。 分場では、送迎用のリフト付きマイクロバスとワゴン車
		勿場では、透過用のサブト行きマイグロバスとグロン単 の計2台を委託運行する。
	四四十级日本体点	の前 2 口を安託運行する。 その人らしく自立して地域で暮らしていけるよう、一人
	個別支援計画策定	ひとりのニーズを随時把握し、目標・支援方法を策定し、
		支援を行う。その過程と結果から利用者の自信と職員との
		信頼関係につながるよう行う。
	避難訓練	総合防災訓練を含め、被災時の利用者の安全を確保する
	ZEZABIANTAN	ため、地震・火災等を想定した各種訓練を行う。
	相談支援事業	本人のみならず、家庭にとって最も身近に相談ができる
		機関として機能できるよう随時の面談等充実を図り、ニー
		ズのキャッチと将来の生活設計や成年後見制度等を含めた
		相談に力を入れて行う。また、特定相談支援事業者等の関
		連機関と連携した支援の充実や各家庭へ必要なサービスの
		案内等を行う。

荒川生活実習所 及び 荒川福祉作業所運営事業拠点区分 (※指定管理施設)

5. 荒川生活実習所 及び 荒川福祉作業所事業サービス区分

施設概要

1. 概要

平成 18 年度は荒川区からの一部の受託、平成 19 年度より荒川区の指定管理者として運営を開始した(平成 24 年 3 月までが第 1 期、平成 29 年 3 月までが第 2 期指定管理期間)。平成 21 年度からは、障害者自立支援法に基づき、荒川生活実習所は「生活介護事業」、荒川福祉作業所は「就労継続支援 B型事業」「就労移行支援事業」に定員を拡大して移行した。平成 25 年度からは、障害者総合支援法に基づく施設となった。これまでに引き続き平成 29 年度より平成 33 年度までの第 3 期指定管理期間を運営することとなった。

2. 目的

■荒川生活実習所 <生活介護事業>

荒川区内の18歳以上の知的障がい者及び身体障がい者に対して、様々な生活経験を重ねる日中活動を通して、基本的な生活習慣・生活スキル・社会的スキルや、ともに活動する利用者同士・職員・地域の方々との関係の中から、お互いを認め合い心地よく過ごせる関係性を身につけ、その人らしく社会の一員として自立して暮らしていけるよう、利用者一人ひとりに合わせた支援を行うことを目的とする。

■荒川福祉作業所 <就労継続支援 B 型事業>

通常の事業所に雇用されることが困難である知的障がい者及び身体障がい者に対して、福祉的就労の機会を提供するとともに、生産活動、その他の活動の機会を通じて、自立に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、利用者が社会の一員として自立した日常生活、社会生活が送れるよう支援を行うことを目的とする。

■荒川福祉作業所 <就労移行支援事業>

就労を希望する 65 歳未満で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる知的障がい者及び身体障がい者に対し、生産活動、その他の活動の機会を提供する。そして就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・職場体験等を含めた求職活動に関する支援・職場の開拓・就職後における職場への定着のために必要な相談等を行い、利用者が社会の一員として自立した日常生活、社会生活が送れるよう支援を行うことを目的とする。

- 3. 利用定員
 - ■荒川生活実習所 47 名
 - ■荒川福祉作業所 55 名 (就労継続支援 B 型事業 48 名、就労移行支援事業 7 名)
- 4. 登録人員
 - ■荒川生活実習所 47 名
 - ■荒川福祉作業所 42 名 (就労継続支援 B 型事業 41 名、就労移行支援事業 1 名)
- 5. 開館日 240日 月曜日〜金曜日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く) ※開館日については、「天皇の即位の日および即位礼正殿の儀の行われる日を 休日とする法律」に基づき、変動する場合がある。
- 6. 所 在 地(両施設) 〒116-0002 東京都荒川区荒川 1-53-9 (1 階·2 階)

大項目	小項目 事業の概要
充実事業	1. 全体 利用者支援充実のための職員定着と職員育成 職員は利用者に対して、サービス管理責任者等が立てた 計画に基づいて支援している。支援を行う職員が長く定着 することで計画に則った、より一貫性のある支援が可能と なる。 昨今福祉業界では人材不足が叫ばれ、職員を育て、定着 する仕組みを作ることが求められている。施設をこれま意識 向上を目的に職員研修の機会確保や0JTシステムの構築を 目指し、職員育成を図っていく。 2. 荒川生活実習所 1) 多様化するニーズに対応した特化プログラムの充実 平成 31 年度は新規人所者も含め利用者の数は、47 名に 達し、各利用者の障害特性、年齢、体力、興味関心の幅助した活動プログラムの充実が必要となってきている。その別・さらにニーズも多様化し、各自のニーズに即した活動プログラムの充実が必要となってきている。その別・ことで、を制用者の経験値を高めるとともに、それぞれの特つ能力を伸ばすことを目指す。 2) 地域交流の充実 荒川ボランティアセンターと連携し、日常活動や行事で積極的なボランティアの受け入れを行うとともに、おららい、その図書館ボランティアやボランティア情報誌「あらんなり、おおいの機会を多く作っていただけるようにしていく。 荒川生活実習所の利用者、障がい者への理解の促進のために、地域の方とのふれあいの機会を多く作っていく。その一つとして、荒川福祉作業所と連携を図り、自主製品の制作・販売を共同で行う。 3) 保護者・関係機関との連携強化 現在、電話回線が1回線しかなく、必要時に電話がかけにくく、受けにくいといったことがあり、連携がよりにくい状況があったが、平成 31 年度固定電話の回線開通の予算化により、保護者をの連絡機については、紛失防止も踏まえ、連絡袋の活すを預らとともに、連絡帳には一日の様子のみならず、写真などの貼付で利用者の様子を伝え、記載内容の工夫を行うことで、より必要なコミュニケーションツールとしての機能を強化していく。

大項目	小項目	事業の概要
		4) 安全な快適な介護環境の充実 これまで車椅子利用者の方の休憩は、床にマットを敷い た状態で横になっていたが、平成31年度介護用ベッド(2 台)の予算化により導入を図ることで、利用者の安全と 快適な環境を提供するとともに、職員の腰痛等予防、スキ ルアップを図る。
		3. 荒川福祉作業所 ①利用者が安心して通い続けることの出来る事業の展開 現在、当事業所の利用者の平均年齢は約47歳であり、 高年齢化・障がいの重度化が進んでいる。要介護・要支援 認定を受けて介護保険サービスを併用している方も複数 在籍しており、移動や排泄等に支援が必要な方が増えてき ている。今後も増えていくであろう介護的ニーズに対し、 現状の事業や設備、職員体制で対応する事は難しくなりつ つある。元気に働き続けたいというニーズと介護的ニーズ を両立させるため、生活介護事業の開始に向けた検討が必 要である。荒川区と連携しつつ新規事業を提案し、利用者 が安心して通い続ける事ができる環境を整えていく。
		②利用者の特性に合った作業提供と工賃向上の両立当事業所では、一般企業等から受注を請け負い、製品を納めて工賃を得ている。しかし、利用者の高年齢化、重度化により、かつては行うことが出来ていた作業が出来なくなっている方が多い。平成30年度は一般企業への営業活動を行い企業との信頼関係を構築し、障がいの重い方が扱っても壊れない等、利用者の特性に合った作業種を継続的に提供する事ができ、併せて単価交渉を続けたことで1人あたり月平均の工賃支給額は1万円を超える見込みである。工賃向上は利用者の働く意欲につながり、製品を通しての社会参加にもつながっている。平成31年度も引き続き、利用者の特性に合った作業提供と工賃の維持を図っていく。
		③高年齢の利用者向けプログラムの提供 当事業所に通う利用者の半数は、50歳以上であり、60歳代、70歳代の利用者も在籍している。一日中仕事を続けるという現在のプログラム以外の時間が必要な方も多い。 作業をプログラムの中心としつつも、生活や機能面の維持や安心できる居場所つくりといった面に目を向け、体操や健康講座を取り入れた高齢者向けのプログラムを提供していく。

大項目	小項目	事業の概要
		④自主生産活動を通じての社会参加、地域交流の促進 当事業所では自主生産活動としてオリジナル製品の作 成や各種イベントでの販売を行っている。平成30年度か らは、同建物内にある荒川生活実習所と合同での製品つく りや出店を行った。自主生産活動を継続し、利用者の社会 参加や地域交流の促進、広報活動、他の作業所との連携 強化を行っていく。
		⑤就労移行支援事業の新たな展開 当事業所の就労移行支援事業は独自のプログラムを展 開し、平成30年度、利用者1名が就職に繋がった。平成 31年度は独自プログラムの展開とともに、特別支援学校に 対しての広報活動を積極的に行ってプログラムの見える 化を図っていく。また、荒川区内では先駆的となる就労ア セスメントを行う等、公立施設として求められる役割を果 たし、区民のニーズに応えていく。
生活介護事業(荒川生活実習所)	生活介護基本事業	《日常活動》 運動、創作活動、仕事(受注作業や自主製品制作・販売)、音楽活動、レクリエーション、農園での作業、サークル活動、調理実習、お茶会、誕生会、自治会活動、外出活動等多彩な活動メニューを実施することで、障害特性、年齢、体力、興味関心の幅広いニーズに応じ、様々な経験から利用者それぞれの持てる力を発揮できるよう日常活動を展開する。 全般を通して、「利用者自身が決めて行動すること」「利用者が自分の役割を感じられること」を大切にし、支援を行う。
		≪地域交流活動≫ 自主製品販売や買い物活動、地域での作品展示、外出活動や利用者によるボランティア活動の取り組み等を行う。 日常活動や行事へのボランティアの積極的受け入れ、いきいきサロンへの参加、公共施設や地域の店舗に絵画を展示していただく「絵画交換」や各種作品展への出展を通じて、交流を深めていく。
		≪基本的生活活動≫ 食事・排泄・移動・更衣・整容・清潔保持等について、 介助や、それらの習得のための支援を行い、生活スキルの 向上を図る。
		《健康維持活動》 健康維持のため、個々の利用者の体調・疾病状況・健康 状態の把握を行い、日常的支援や看護師・栄養士等からの 助言等を行う。毎日の運動に理学療法士に指導を受けた体 操等を取り入れ、運動の充実を図り、身体機能の維持に役 立てる。

大項目	小項目	事業の概要
		≪コミュニケーション活動≫ 利用者同士及び職員、地域の方々との日常的なコミュニケーション・関係づくりを通して、集団の中で安心して楽しく、互いに心地よい環境で過ごすためのコミュニケーション方法や協調性・社会性を身に付ける。
		≪講師活動≫ 専門的講師の指導のもと、音楽療法や運動、アート活動 に加え木のアート活動(新規)を行う。
	送迎サービス事業	利用者の通所のため、車イス用リフト付きマイクロバス 3 台にて委託運行する。
就労継続支援 B 型 事業 及び 就労移 行支援事業 (荒川福祉作業所)	就労継続支援 B 型 事業	≪生活支援≫ 利用者の障がい状況・健康状態・生活環境等を把握し、 個別支援及び集団支援を行い、基本的な生活習慣、社会性、 健康管理、利用者の力を伸ばすことを目的とし以下の内容 を行う。
		・利用者、ご家族が安心し充実した生活を送り将来の生活 の希望を描けるよう、日常のコミュニケーションによっ て信頼関係を作るとともに、相談を充実させる。
		・看護師による健康チェックや栄養士による食事の管理の ほか、看護師や栄養士による健康講座や体操プログラム を実施し、健康を保って地域生活を続けられるようにす る。
		・生活の幅を広げ、利用者が主体性を持って生活し続ける ことができるよう、各種行事や外出を行う。
		・荒川区や特定相談支援事業所、ケアマネージャー等、利用者の支援に関わる関係者、関係機関等と連携し、必要に応じて支援会議や自宅訪問も行い、生活全般を視野に入れた支援を展開する。
		≪作業支援≫ 利用者が働くことを通じて力を伸ばし、充実感や社会での役割を感じながら充実した人生を送ることができるよう、以下の内容を行う。
		・一般企業等からの受注作業を中心としつつ、オリジナル 製品作り、オリジナル製品の販売、各種イベントへの出店 も行う。
		・利用者が仕事への誇りや充実感を感じられるよう、利用者の特性を十分考慮し、特性に合った作業種を継続的に得られるよう一般企業等に営業活動を行い信頼関係を構築し、合わせて所内の環境を整備して作業を割り振り、働くモチベーションを持続できるよう支援を行う。

大項目	小項目	事業の概要
		・荒川区の障がい者就労推進員と連携し、利用者の特性と マッチングした作業種を請け負い、材料を加工して代金を 得る。加工代金は工賃として利用者に支給する。
		・社会参加、地域交流のねらいをもって、オリジナル製品 作成における専門家やボランティアとの協働や、イベント でのオリジナル製品販売を行う。
		【作業種目】 建築金具の組み立て、鉛筆の袋入れ・箱詰め、各種袋 入れ、各種仕分け、各種書類の丁合、オリジナル製品作 り(ガラス製品等)、各種イベントでの販売。
		《高年齢の利用者への対応》 当事業所に通う利用者の約半数は50歳以上であり、60歳代、70歳代の利用者も多数在籍している。その状況を考慮し、作業を中心としつつも、以下のプログラムも展開していく。
		・主に高年齢の利用者を対象とし、毎日、あらかわばん座 位体操を実施する。また、身体を動かす機会の少ない方を 対象とし、毎日 15 分間程度のウォーキングを実施する。
		・看護師や栄養士が中心となり、高年齢の利用者向けの健 康講座「げんき講座」を定期的に開催する。
		《新たな事業展開の模索》 現在在籍している利用者のニーズ、ADL 等に合わせ、生活介護事業への移行を視野に入れる等、荒川区と連携しつつ、利用者が安心して通い続けることの出来る施設に向けての提案や試行を行っていく。
	就労移行支援事業	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向および適性(心身の状況、作業スキル等)を把握し、それに即した支援を行い、就労した時に必要とされる作業スキルや集中力、仕事をすることに対する意識、働く場での対人関係等を習得させ、一般就労を目指すことを目的とし、以下の内容を行う。・パソコン、事務補助訓練、就労に関する講義、生活に関する講義、他機関と連携した事務補助等実習、就労継続支援 B 型と連携した作業実習等のプログラムを行う。
		・幕張ワークサンプル (MWS) 利用によりパソコンや事務 作業訓練、実務訓練の質を高め、利用者の実務能力を向上 させる。
		・専任担当職員を配置し、上記のプログラムの主体となる ほか、ハローワークや障害者就労支援センター、荒川区や 近隣区の他就労移行支援事業所等と連携して最新の情報 を収集し、利用者に企業説明会や実習の情報を提供する。

大項目	小項目	事業の概要
		実習⇒就職面接⇒就労までの支援を行い、利用者の就労後 も就労先への定着支援を行う。
		・特別支援学校在籍者等に対しての就労アセスメントを行 う等、荒川区と密に連携しつつ、公立の事業所としての役 割を果たしていく。
	個別支援計画策定	その人らしく自立して地域で暮らしていけるよう、一人 ひとりのニーズを随時把握し、目標・支援方法を策定し、 支援を行う。その過程と結果から利用者の自信と職員との 信頼関係につながるよう行う。
荒川生活実習所· 荒川福祉作業所 共通事業	相談支援事業	本人のみならず、家庭にとって最も身近に相談ができる機関として機能できるよう随時面談等の充実を図り、ニーズのキャッチと将来の生活設計や成年後見制度等を含めた相談に力を入れて行う。また、特定相談支援事業者等の関連機関と連携した支援の充実や各家庭へ必要なサービスの案内等を行う。
	行事·地域交流事 業	地域の方々との交流を行い、地域での豊かな生活と暮らしやすい地域づくりにつなげていく。また、交流を通じて、障がいのある方々への理解を促進する(生活介護事業、就労継続支援B型事業と就労移行支援事業では目的に応じて参加行事は異なる)。
		≪宿泊訓練≫実施回数:3回 目的地: いこいの村 涸沼 日程 ①5月23日(木)~24日(金) ②6月6日(木)~7日(金) ③11月中旬(予定) 普段の生活から離れた環境で、施設の利用者や職員と寝 起きをともにする体験を通じて、社会性、自律性を高める 機会とする。
		《障害者大運動会への参加》日程:9月29日(日) 会場:荒川区立第一中学校 心身障害児者福祉連合会主催の運動会に参加し、運動会 の雰囲気を味わいながら様々な障がいのある方々との交 流を図る。
		≪ふれあい祭(施設公開)≫日程:10月26日(土)施設を一般公開するとともに地域住民を招待し、作業・活動公開や作品展示、作品販売等を通じて様々な方と交流をする中で、障がい者等への理解を促進する。
		≪地域の行事への参加≫ 当事業所の PR を行うとともに、他の福祉団体や区民の 方々と交流する。
		≪成人を祝う会≫ 1月中旬 成人を迎えた利用者を、利用者・職員・保護者をはじめ、 地域の方々とともにお祝いし、成人としての自覚をもつき っかけの場とする。

大項目	小項目	事業の概要
		≪地域交流情報紙の発行≫年間2回発行 地域の方々に施設の活動や、障がいのある方々について 知っていただくため、地域交流情報紙「アラセイ・アラフク」を作成、配布する。
		≪ボランティアや見学者の受け入れ≫通年 日常の活動全般、行事時など、日常的にボランティア活動ができる場とし、地域の方々との交流を通じ利用者の人間関係を豊かにする。随時見学を受け入れ、施設や障がい者への理解を促進する。
	給食事業	栄養バランスの良い、バラエティーに富んだ献立を考慮し、豊かな食生活や、食事のマナー、社会性を養う機会とする。平成27年度よりクックチル方式から調理提供方式に変え、献立をより利用者のニーズに合わせ、適温で食事を提供している。平成31年度はスチームコンベクションオーブンを導入し、より温かく提供できるようにしていく。
	健康診断等事業	利用者の心身の健康を守り病気等の早期発見をするため、保健所にて健康診断を行う。嘱託医である内科医と精神科医による診察・相談を定期的に行う。また、健康上必要な方には看護師・栄養士が健康指導・栄養指導・相談を行う。
	災害時対応	総合防災訓練を含め、被災時の利用者の安全を確保する ため、地震・火災等を想定した各種避難訓練を行う。また 保護者・グループホーム等(関係機関、部署)にメーリン グリストを作成し緊急時への迅速な対応に備えている。 合わせて、利用者・ご家族の意識啓発、災害時に備えた 薬の保管の対応をしていく。

公益事業区分

障害者福祉会館(アクロスあらかわ)運営事業拠点区分(※指定管理施設)

6. 障害者福祉会館(アクロスあらかわ)事業サービス区分

施設概要

1. 概要・目的

平成9年8月に開館し、今年度で開館から22年目となる。

障がいのある方の社会参加を支援する地域の拠点となるよう、さまざまな社会資源の有効活用を図りながら、障がいのある方やボランティアの活動の場として、また、多くの区民の方々との幅広い交流を深める場として、広く利用されることを目指す。

同時に、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けることのできる街づくりの拠点として、 荒川区社会福祉協議会が長年培ってきたネットワークを活かし、文化活動、交流の場づくり、情報提供など、各種事業の取り組みを図る。

また、平成 26 年度からは区より相談支援事業者の指定を受け、荒川区における障がい者福祉の総合的な拠点として障がいのある方やその保護者が安心して来館・相談できる場所を目指す。

- 2. 利用時間 午前9時~午後10時
- 3. 休館日 毎月第三火曜日、年末年始
- 4. 施設内容 1階 事務室、多目的ホール
 - 2階 第一会議室(生きがい活動室)、第二会議室(洋室)、交流ロビー、点字ワープロ 室、対面朗読室、喫茶コーナー「ステップ」(荒川区心身障害児者福祉連合会 により運営)
 - 3階 第三会議室(和室)、幼児コーナー、共用活動室、更衣室
- 5. 所在地 〒116-0002 東京都荒川区荒川 2-57-8

大項目	小項目	事業の概要
会館管理運営事業		障がいのある方々の自主活動及び障がいのある方をサ
		ポートするボランティア活動のために、多目的ホールや会
		議室などの貸出を行うとともに、地域の方々へも貸出を行
		う。また、荒川区心身障害児者福祉連合会が運営する喫茶
		コーナー「ステップ」が併設されている交流ロビーは、フ
		リースペースとして開放する。
相談支援事業	計画相談支援及び	荒川区から特定相談支援事業者及び障害児相談支援事
	障がい児相談支援	業者の指定を受け、基本相談支援及び計画相談支援・障が
	事業	い児相談支援を実施する。
	福祉活動の総合支	障がいのある方や地域住民の方々からのさまざまな相談に対し、問題が決めためにこれである。
	援	談に応じ、問題解決のためにそれぞれの専門・関係機関と
文化・教養講座事		連携し、相談窓口の紹介等の支援を行う。≪障がい者向け料理教室≫
大化・教食講座事 業		〜 障がい 1回り
*		して、料理方法などを学ぶ機会とする。
		して、相差が伝体とを手が成去とする。
		≪知的障がい者向け料理教室≫
		レクリエーション活動の一環として、仲間との調理活動
		を通じ、社会参加及び豊かな生活経験につなげる。
		-
		≪知的障がい者向けリズム体操教室≫
		音楽と体操を通じて、心身リフレッシュと健康の増進を
		図り、社会参加や生きがい活動を支援する。
情報提供事業		《介護フェア》 10月
		生活に役立つ介護用品や自助具などのバリアフリー用
		具を展示し情報提供することで、障がい者の自立生活の質
		を高める。荒川区介護サービス事業者連絡協議会と共催。
		≪インターネットスポット≫ 通年
		IT の促進に寄与し、情報バリアの解消を図るためにイン
		ターネットスポットを設置し、指導員を配置する。
		≪障がい当事者向け防災ワークショップ≫
		災害発生時の障がい当事者が自ら身の安全と命を守る
		ために、平常時にできることを主体的に考えることができ
		る環境づくりを目的とした防災に関する当事者向けワー
		クショップを実施する。
		≪要約筆記講座≫
		聴覚に障がいのある方や中途失聴の方へのコミュニケ
		ーションをサポートする要約筆記の知識・技術の普及、ボ
		ランティアの育成を図る。
		≪新聞・図書購入≫
		障がい者福祉に関する情報提供として、福祉新聞・点字
		新聞、専門図書等を館内閲覧用に設置する。障がい者福祉
		に関する新聞記事等を拡大してパネルに掲示する。

大項目	小項目	事業の概要
		≪点字版作成依頼≫ 視覚に障がいのある方への情報保障を目的に、議事録や チラシ等の点字版作成を区内点訳作業所に依頼し、館内で 配布する。
		≪常設展示・アートコーナー≫ 通年 障害者福祉推進団体の活動紹介パネルや作品を展示す るとともに、絵画、写真、墨絵などの芸術作品の展示をす る。
		≪情報活動ファイル≫ 通年 障害者福祉推進団体の相互交流や一般の方々への活動 理解のために、登録団体が自主的に管理・情報提供できる 「活動紹介ファイル」を交流ロビーに設置する。 団体紹介パンフレットを隔年発行する。
		《アクロス目安箱》 通年 施設運営に利用者の要望等が反映されるよう、自由に意 見を投書できる目安箱を交流ロビーに設置する。
		≪広報≫ アクロスあらかわの施設紹介や事業内容を作成・配布するほか、社協のウェブサイト及び社協だよりからも情報提供する。
ふれあい交流事業		≪通信カラオケ≫ 通年 障害者福祉推進団体における活動のための貸出及び、ア クロスあらかわの事業において活用するため、通信カラオ ケを運用する。
		≪交流講座≫ 講座を通して、障がいのある方とない方との交流、相互 理解を図る。
		≪スポーツ交流会≫ 障がいのある方もない方も、ともに「障がい者スポーツ」 を通じて楽しみ、交流を深める機会とする。
		《登録団体交流会》 登録団体が一堂に会し、各団体相互の親睦を図る。
		《福祉教育事業》 通年 館内のバリアフリー設備の見学や障がい者との交流を 通じ、当会館の目的や障がいのある方への理解を深める機 会とする。 ①親子ボランティア講座 ②福祉体験教育講座
		③障がい体験グッズの貸出

大項目	小項目	事業の概要
7,41	77-961	《アクロスだより》 季刊発行 当会館への理解や事業の周知・協力のため、事業予定や 事業報告、多目的ホール・会議室の貸出状況などを内容と した機関紙を発行し、障害者福祉推進団体、関係機関など に配布する。
		《ステージ発表会》 3月 当会館を拠点として活動している障害者福祉推進団体 や一般団体の日頃の活動の成果発表の場を提供する。障が いのある方とない方の交流を図り、相互理解を図る。
IT 講習会事業		≪障がい者向けパソコン入門講座≫ 障がいの種別を問わず、モニターをみて操作できる初心 者を対象に、パソコンの基本操作やインターネット検索な どをゆっくり指導する講座を開催する。
その他の各種事業		≪運営協議会≫ 年2回以上当会館の運営に利用者の意見を反映するため、障害者福祉推進団体からなる運営協議会を設置する。
		≪障害者週間関連事業≫ 12月 障がい者福祉に対する関心と理解、意識啓発を図るとと もに、交流、相互理解の促進を目的に、以下の各種事業を 開催する。
		①アクロス・連合会まつり 障害者福祉推進団体から選出された実行委員会で企画・運営し、各登録団体の模擬店・バザー、ステージ等を通じて地域住民との交流、相互理解を図る。 ②パネル作品展 障がい者福祉に対する関心と理解、意識啓発を図るため、障害者福祉推進団体の活動紹介パネルや作品の展示を行う。
		《体験発表会きもちトーク&学習発表会≫ 障がい当事者や障がい者福祉に関わる方のさまざまな 思いや体験を語ってもらい、相互理解を深める。 誰もが豊かで安心して暮らせる地域づくりを目指し、障 害のある方とない方がともに考える機会とする。 また、体験発表者の了解のもと、記念文集を作成・発行 し、障害者福祉推進団体や関係機関などに配布するととも に館内閲覧用に設置する。
		≪避難訓練・防災訓練・福祉避難所開設訓練≫ 障がいのある方を含む不特定多数の利用する施設における災害発生時の対応や、福祉避難所を開設する上で必要なことは何かを、当会館を利用する方や地域住民、当会館職員がともに訓練を通して学ぶ。

大項目	小項目	事業の概要
		≪ばん座位体操普及事業≫ 通年 荒川区で実施している「ばん座位体操」を、交流コーナーを利用して、定期的に体操を行う場の提供とともに、障がい者理解を図る機会とする。
		≪街なか避暑地・街なかほっとサロンの開設≫ 節電効果の向上を目指すとともに、地域住民の交流の場 として夏季と冬季に開設する。
		≪職員の資質向上のための研修≫ 当会館職員のスキルアップのため、障がい者福祉に関わる知識・技術の向上のための研修、会館運営に関する研修 を行う。
		≪あやとり号貸出事業≫ 通年 荒川区社会福祉協議会が行っているスロープ付き福祉 車両ハンディキャブの貸出拠点として貸出を行う。
		≪車椅子貸出事業≫ 通年 荒川区社会福祉協議会が行っている車椅子の貸出ステ ーションとして貸出を行う。
		≪エコキャップ回収事業≫ 通年 ボランティア活動支援及び地域活性化の一環としてペットボトルのキャップを回収し、世界の子どもたちにワクチンを贈る活動に参加する。

おもちゃ図書館運営事業拠点区分

1. おもちゃ図書館事業サービス区分

大項目	小項目	事業の概要
おもちゃ図書館事		心身に障がいのある子どもと障がいのない子ども達が、お
業 (公益事業)		もちゃを通して楽しく遊ぶ中で、心身の発達を促す。 また、地域の方々との交流を図ることを目的におもちゃ病
		院・手づくりおもちゃ等もボランティアの協力のもとで運営
		する。
	ふれあいおもちゃ	子育て中の方や子どもに対して、シニアボランティアが
	図書館	「伝承遊び」や「おもちゃ」などを通じて、世代間交流を図
		る。高齢者の知恵を活かした相談を行い、子育て中の方や子
		ども達に人生の知恵を伝えるとともに、子ども達と関わる高
		齢者の生きがいづくりを目的に実施する。



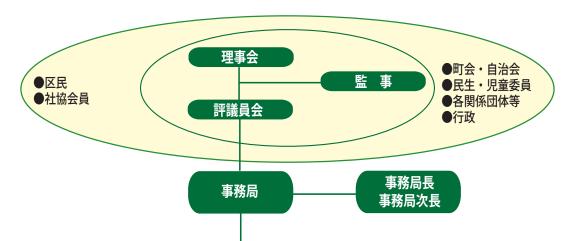
和 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会



荒川区社会福祉協議会(荒川社協)の組織

荒川区社会福祉協議会では、区民・各種団体等から構成される会員組織を基盤として、町会・自 治会、民生委員・児童委員協議会、福祉団体、行政などの代表者から選出される、理事(15名~ 23名)、監事(2名)、及び、評議員(24名~35名)の決定により運営されています。

高齢者、障がい者、児童・母子、生活困難者、様々な方々を対象にした各種の福祉事業、市民 活動の支援、共同募金、地域福祉の啓発等々、誰もが安心して暮らせる福祉の街づくりを行って います。



施設課

≪高齢者施設≫

荒川老人福祉センター 荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター 西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター

≪障がい者施設≫

尾久生活実習所「あらかわ希望の家」本所 及び 分場 荒川生活実習所 荒川福祉作業所

地域ネットワーク課

荒川ボランティアセンター 地域活動サロンふらっと.フラット 荒川おもちゃ図書館子育て交流サロン 汐入おもちゃ図書館子育て交流サロン おぐぎんざおもちゃ図書館子育て交流サロン 障害者福祉会館(アクロスあらかわ)

在宅福祉サービス課

在宅福祉サービス係 にこにこサポート ファミリー・サポート・センター 移動支援サービス 成年後見センター・あんしんサポートあらかわ 生活福祉資金貸付 受験生チャレンジ支援貸付

管理課 庶務係

荒川区障害者就労支援センター(じょぶ・あらかわ)

- ■事業開始年月日 昭和28年5月27日
- ■法人認可年月日 昭和39年1月13日
- ■本部・事務局所在地 東京都荒川区南千住1-13-20





社会福祉協議会(略称:社協)は「地域福祉の推進を図ること」を目的として、国・都道府県・ 市区町村ごとに設置されている、社会福祉法に定められた非営利の民間団体です。